

第8章 都 市



「ロータリーエンジン」消化ガス発電システム
太田川流域下水道 東部浄化センター

1 都市行政の課題

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来，経済の安定成長化，急速な高度情報化，地球環境問題の顕在化，国民の価値観の多様化等，わが国の都市を取り巻く状況は，近年大きく変化している。

平成 11 年 4 月の地方分権一括法や，平成 12 年 5 月の都市計画法の大幅な改正，平成 14 年にはまちづくりに関する都市計画の提案制度の創設等により，地方の主体性が強化され，地域の実情に応じた多彩な都市づくりが行えるようになった。

平成 18 年には都市の秩序ある整備を図るため，都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し等の都市計画法の改正が行われた。

平成 23 年には，第一次地域主権改革一括法及び第二次地域主権改革一括法による都市計画法改正により，国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ，地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から，都道府県から市町への権限移譲等を進める都市計画制度の抜本的な見直しが行われた。

一方，市町村合併の進展により基礎自治体が広域化するとともに，広域ブロックの自立を目指す国土形成計画の策定や広域自治体のあり方が議論されるなど，行政の枠組みもより広域化する方向へ変わろうとしている。

中国地方の中核県として本県は，高次都市機能の集積強化による中枢拠点性の向上を図るため，広域・根幹的な土地利用，都市施設などの都市計画を策定し，円滑かつ効率的な基盤整備を推進する。

また，都市間の機能分担と連携を図り，都市圏内外の交流を一層促進することにより，個性的で魅力ある都市づくりを進める必要がある。

2 都市行政の基本方針

(1) 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の策定

県が一市町を超える広域の見地から定める「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（いわゆる都市計画区域マスタープラン）と，市町が地域に密着した見地から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる市町マスタープラン）が規定されている。

【平成 24 年度より，以下①②③は地域政策局都市圏魅力づくり推進課へ移管】

① 都市計画区域マスタープランの策定

安定・成熟した都市型社会の到来に対応し，地域の自主性を尊重した制度への再構築が行われ，全ての都市計画区域でマスタープランを策定することとなった。

これを受けて，平成 14 年 3 月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」に基づき，広域的な観点から，拠点化と連携を図った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを，平成 16 年 5 月，県内 27 の都市計画区域において策定した。

また，近年の市町村合併後の動向や社会情勢の変化を踏まえ，廃止した 1 区域を除く 26 区域について，平成 32 年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定を平成 23 年度に行ったところであり，今後は広島県の都市づくりの目標に基づき集約型都市構造の実現を目指していく。

② 市町策定の都市計画マスタープランに対する助言等

市町マスタープランは，市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即して定めるものである。

市町村合併による再編後の市町が，住民の理解と参加のもと，主体的なまちづくりを推進するための新市町マスタープランの策定にあたり，適切な助言等を行う。

市町の都市計画マスタープラン策定状況

(H24. 3. 31 現在)

市 町 名	都市計画区域名	策定年度
大竹市	広島圏	H12
廿日市市	広島圏	H22
	佐伯	
広島市	広島圏	H12
府中町	広島圏	H21
海田町	広島圏	H22
熊野町	広島圏	H15
坂町	広島圏	H14
呉市	広島圏	H11
呉市 (旧安浦町)	安浦	H13
呉市 (旧川尻町)	川尻	H13
呉市 (旧音戸町)	音戸	H15
三原市	備後圏	H22
	本郷	
尾道市	備後圏	H10
尾道市 (旧向島町)		H14
尾道市 (旧御調町)	御調	H10
福山市	備後圏	H20
府中市	備後圏	H15
東広島市	東広島	H23
	黒瀬	
	河内	
	安芸津	
竹原市	竹原	H14
三次市	三次圏	H7
庄原市	庄原	H19
	東城	
	西城	
江田島市	大柿	H22
	江田島	
北広島町 (旧千代田町)	千代田	H10
世羅町	世羅甲山	H22

③ 市町策定の緑の基本計画に対する助言等

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町が緑の基本計画を策定する。

市町マスタープランと同様、今後、適切な助言等を行う。

緑の基本計画策定状況

(H24.3.31現在)

市 町 名	都市計画区域名	策定年度
廿日市市	広島圏	H22
広島市	広島圏	H22
府中町	広島圏	H21
海田町	広島圏	H11
坂町	広島圏	H14
熊野町	広島圏	H16
呉市	広島圏	H9
呉市(旧安浦町)	安 浦	H14
呉市(旧音戸町)	音 戸	H15
尾道市	備後圏	H12
三原市(旧本郷町)	本 郷	H12
福山市	備後圏	H21
府中市	備後圏	H11
東広島市	東広島	H23
	黒 瀬	
	河 内	
	安芸津	
竹原市	竹 原	H15
三次市	三次圏	H9
江田島市	大 柿	H22
	江 田 島	

④ 区域区分、地域地区等の都市計画

地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりの推進に向け、適切な区域区分を定めるとともに、地域地区等都市計画制度を活用し、きめ細かでメリハリのある土地利用の規制・誘導を図る。

(2) 都市機能の充実強化

① 持続可能な都市の構築

都市化社会から都市型社会への移行に伴い、既存都市基盤等のストックの維持・活用などによる持続可能な都市づくりを行う必要がある。

ア 中心市街地の活性化

都市の無秩序な拡散を抑制し、適切な立地誘導を図り、様々な都市機能を市街地に集約するとともに、「選択と集中」による重点的な中心市街地支援を行うことで中心市街地の賑わいを回復させ「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するため、ハード・ソフト施策の連携や都市計画制度の活用などについて助言等を行い、整備効果の早期発現や効率的な実施を図る。

イ 都市の防災化等

老朽化した木造建築物が密集し、防災上危険な密集市街地等について、都市計画制度の活用などについて助言等を行い、居住環境の改善、防災機能の向上を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の推進

大規模な地震や豪雨により被災した宅地の二次災害の可能性の判定及び住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定制度」を推進する。

② 魅力あるまちづくりの推進

ア 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

都市再生整備計画事業は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを実施し、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進する。

イ 社会資本整備総合交付金（旧住宅市街地基盤整備事業）

良好な住宅及び宅地を供給するため、公的機関及び民間による住宅宅地事業に関連して整備が必要となる道路・公園・下水道等公共施設の総合的な整備を図る。

ウ 農住組合事業

市街化区域内の農地において、「農と住の調和したまちづくり」を推進する。

エ 都市景観

各都市における地域固有の歴史や文化と調和した質の高い都市空間の創出を図るため、啓発活動などを推進する。

また、景観法施行に伴い、各都市・地域における良好な景観の形成に向けた取り組みについて助言等を行う。

(3) 交流及び連携機能の強化

都市活動や生活圏の広域化に伴い、都市間の交流・連携機能の強化を図るため、広島・備後都市圏等の内外に向けた交通機能の強化、適正な都市機能分担、環境問題への対応などを踏まえた施策を展開する。

① 都市交通施策の推進

都市圏内外の連携・交流を支援するための交通ネットワークを構築するとともに、効率的な交通体系の形成や都市交通の円滑化を図るため、都市交通計画の策定、更新やTDM（交通需要マネジメント）施策を推進する。

ア 都市交通円滑化の推進

都市圏における交通渋滞対策とともに、交通に起因する環境負荷の低減を図るため、公共交通機関等を有効活用したパーク&ライド、ノーマイカーデーなどの交通円滑化施策に取り組む。

	名 称	関係市町	概 要
都 市 交 通 円 滑 化 推 進 事 業	広島都市圏交通円滑化総合計画	広島市、廿日市市、大竹市など	広島都市圏交通円滑化総合計画に基づき、関係市町及び交通事業者等との連携によるTDM施策の普及啓発や公共交通機関の利用促進施策（交通結節点の機能強化等）を推進する。
	福山都市圏交通円滑化総合計画	福山市、府中市、尾道市など	福山及び呉都市圏の交通渋滞対策として、ハード、ソフト施策を取りまとめた都市圏交通円滑化総合計画が策定され、平成15年11月交通円滑化総合対策実施都市圏に指定された。今後は、本計画に基づきTDM施策等を推進する。
	呉都市圏交通円滑化総合計画	呉市、熊野町、坂町など	

3 都市計画の概要

(1) 都市計画区域指定状況

一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を、都市計画区域として定めており、平成24年3月末現在では、26都市計画区域（20市町）を指定している。

このうち、区域区分を定めている都市計画区域は、広島圏、備後圏、東広島及び黒瀬の4都市計画区域（9市4町）である。

現在の指定状況は、都市計画区域指定一覧表及び都市計画区域指定図のとおりである。

今後は、市町村合併に伴い、一つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する区域においては、新市の意向を踏まえながら、一体の都市として必要な範囲を検証しながら、都市計画区域の統合・再編等の見直しを行う。

(2) 都市計画決定状況

都市計画には、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等を定めることとしている。

これらの都市計画は、都市計画審議会の調査審議を経て都市計画決定を行っている。

現在の決定状況は、都市計画決定状況一覧表のとおりである。

都市計画区域指定・準都市計画区域指定一覧表

(H24. 3. 31現在)

都市計画区域

都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H17国調)	都市計画区域面積(ha)	適要	
線引き都市	広島圏	大竹市	S12.11.1	H16.5.31	28,863	2,288	大竹市の一部
		廿日市市	S15.8.22	H16.5.31	100,011	4,753	廿日市市の一部
		広島市	T12.7.1	H16.5.31	1,106,090	39,929	広島市の一部
		府中町	S14.8.16	H16.5.31	50,732	1,045	府中町の全域
		海田町	S17.11.26	H16.5.31	29,137	1,381	海田町の全域
		熊野町	S40.10.18	H16.5.31	25,103	3,362	熊野町の全域
		坂町	S17.11.26	H16.5.31	12,399	1,567	坂町の全域
		呉市	T12.7.1	H16.5.31	199,251	14,622	呉市の一部
	計	4市4町		1,551,586	68,947		
	備後圏	三原市	S9.3.13	H13.10.11	61,728	8,820	三原市の一部
		尾道市	S2.4.1	H13.10.11	97,604	7,387	尾道市の一部
		福山市	S3.9.10	H13.10.11	436,886	33,534	福山市の一部
		府中市	S9.3.13	H13.10.11	35,373	3,561	府中市の一部
	計	4市		631,591	53,302		
	東広島	東広島市	S10.2.27	H1.3.9	133,697	28,845	東広島市の一部
黒瀬	東広島市	S51.5.7	S51.5.7	25,287	6,384	旧黒瀬町の全域	
計	9市4町		2,342,161	157,478			
非線引き都市	竹原	竹原市	S9.1.17	S61.9.18	30,657	11,830	竹原市の全域
	三次圏	三次市	S9.2.3	H9.10.2	34,729	9,079	三次市の一部
	庄原	庄原市	S13.6.10	S62.8.31	13,396	4,431	庄原市の一部
	因島	尾道市	S13.9.12	S28.5.1	26,677	3,976	旧因島市の全域
	宮島	廿日市市	S10.11.15	S10.11.15	1,944	3,039	旧宮島町の全域
	東城	庄原市	S13.5.10	S13.5.10	4,885	2,768	旧東城町の一部
	安芸津	東広島市	S18.5.13	S18.5.13	11,747	6,508	旧安芸津町の全域
	安浦	呉市	S20.4.18	S54.2.9	12,336	6,353	旧安浦町の全域
	瀬戸田	尾道市	S29.5.19	S57.7.5	9,062	3,276	旧瀬戸田町の全域
	大柿	江田島市	S31.6.6	S42.9.16	8,142	1,303	旧大柿町の一部
	上下	府中市	S31.6.6	S62.8.31	2,429	703	旧上下町の一部
	江田島	江田島市	S32.2.28	H13.11.15	11,693	2,425	旧江田島町の一部
	西城	庄原市	S32.2.28	S32.2.28	1,679	414	旧西城町の一部
	千代田	北広島町	S49.5.10	H8.4.1	6,707	2,839	旧千代田町の一部
	川尻	呉市	S51.1.9	S51.1.9	9,734	1,626	旧川尻町の一部
	吉田	安芸高田市	S55.11.21	S55.11.21	5,803	1,253	旧吉田町の一部
	本郷	三原市	S61.12.15	S61.12.15	10,527	5,653	旧本郷町の一部
	河内	東広島市	S61.12.15	S61.12.15	5,696	5,397	旧河内町の一部
	世羅甲山	世羅町	H2.2.13	H2.2.13	6,007	1,466	世羅町の一部
	佐伯	廿日市市	H2.11.29	H11.9.30	9,795	3,887	旧佐伯町の一部
	音戸	呉市	H5.9.30	H5.9.30	13,895	1,246	旧音戸町の一部
	御調	尾道市	H7.12.25	H7.12.25	6,096	2,278	旧御調町の一部
	計	12市2町		243,636	81,750		
合計	14市6町		2,585,797	239,228			

準都市計画区域

準都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H17国調)	準都市計画区域面積(ha)	適要
広島湯来	広島市	H23.5.16		5,472	460	旧湯来町の一部

(3) 区域区分

21世紀を迎えてわが国の都市を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う人口の伸びの鈍化、経済の安定成長化等により、かつての都市に人口や産業が集中する「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」へと変化しつつあり、モータリゼーションの進展によって日常生活圏の広域化が一層進行している。このような現象の中、地価が安い郊外への開発圧力は依然として強く、大型店舗の郊外立地や中心市街地の衰退等が新たな問題として浮かび上がっている。

したがって、今後も土地利用の整序と計画的な都市づくりを行うため、当該都市の発展の動向を勘案し、市街地として積極的に整備する市街化区域と当分の間市街化を抑制する市街化調整区域とに区分し、無秩序な市街化を防止することが必要である。

区域区分決定状況

(H24. 3. 31 現在)

都市計画区域名	広島圏	備後圏	東広島	黒瀬
決定年月日 変更年月日	S46. 3. 12	S48. 3. 27	S51. 1. 20	H3. 2. 28
	S48. 12. 28	S57. 12. 26 (第1回定期見直し)	S53. 3. 7	H5. 9. 13
	S54. 6. 19 (第1回定期見直し)	H3. 9. 30 (第2回定期見直し)	S57. 3. 30	H12. 9. 21 (第1回定期見直し)
	S60. 1. 28	H4. 9. 10	S60. 5. 30	H17. 1. 31 (第2回定期見直し)
	S62. 3. 2 (第2回定期見直し)	H5. 9. 9	H元. 3. 9 (第1回定期見直し)	
	H元. 4. 6	H6. 3. 24	H4. 2. 24	
	H3. 9. 30	H8. 9. 9	H4. 9. 10	
	H4. 4. 13	H13. 10. 11 (第3回定期見直し)	H9. 9. 18 (第2回定期見直し)	
	H 7. 10. 30 (第3回定期見直し)	H17. 1. 31 (第4回定期見直し)	H11. 12. 2	
	H10. 8. 31	H19. 6. 21	H20. 9. 25 (第3回定期見直し)	
	H11. 3. 31	H22. 3. 25		
	H12. 9. 21			
	H16. 5. 31 (第4回定期見直し)			
	H19. 3. 29			
	H21. 3. 30			

(4) 用途地域

用途地域とは、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもので、機能的に細分化された土地における建築物の用途を制限することにより土地利用の純化を図り、建築物の形態制限を定めることにより土地の高度利用の促進、都市環境の維持など、適正かつ合理的な土地利用の実現を図るものである。

用途地域一覧

(H24.3.31 現在) 単位：ha

都市計画区域名	都市名	最終変更年月日	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
広島圏	広島市	H24.2.16	3,520.0	27.0	795.0	1,376.0	4,643.0	1,065.0	68.0	1,240.0	700.0	1,469.0	749.0	300.0	15,952.0
	呉市	H24.2.20	496.4	22.2	567.0	14.3	1,148.0	25.1	8.5	302.0	141.5	331.5	261.0	270.6	3,588.1
	大竹市	H19.3.29	23.0	19.3	230.7	0.0	267.6	0.0	0.0	50.3	24.1	60.7	34.0	254.3	964.0
	廿日市市	H16.5.31	588.3	22.6	269.9	56.1	651.7	11.3	0.9	127.9	39.4	225.3	88.7	0.0	2,082.1
	府中町	H20.3.17	92.8	0.0	201.3	0.0	129.3	26.5	0.0	35.9	15.1	36.7	26.7	0.0	564.3
	海田町	H16.5.31	44.0	0.0	78.0	0.0	202.0	0.0	0.0	119.0	0.0	76.0	34.0	0.0	553.0
	熊野町	H16.5.31	109.5	0.0	74.6	0.0	271.7	27.5	31.4	10.7	0.0	34.8	0.0	0.0	560.2
	坂町	H16.5.31	3.0	0.0	73.0	0.0	126.3	24.1	2.0	7.0	11.8	106.2	29.7	0.0	383.1
小計			4,877.0	91.1	2,289.5	1,446.4	7,439.6	1,179.5	110.8	1,892.8	931.9	2,340.2	1,223.1	824.9	24,646.8
備後圏	三原市	H22.3.25	59.0	0.3	94.2	0.0	500.1	0.0	26.0	86.5	50.8	150.2	180.0	206.6	1,353.7
	尾道市	H19.6.21	134.1	1.2	347.8	13.8	729.3	23.4	13.0	118.9	62.3	268.9	268.3	27.5	2,008.5
	福山市	H19.6.21	407.6	102.4	668.6	38.0	3,762.3	513.0	152.9	677.3	238.2	1,247.5	586.4	1,315.5	9,709.7
	府中市	H19.2.1	77.9	0.0	78.4	0.0	401.5	0.0	17.5	53.0	27.7	385.1	31.9	96.0	1,169.0
小計			678.6	103.9	1,189.0	51.8	5,393.2	536.4	209.4	935.7	379.0	2,051.7	1,066.6	1,645.6	14,240.9
東広島	東広島市	H23.11.29	272.0	3.0	800.0	56.0	446.0	69.0	0.0	193.0	24.0	173.0	179.0	174.0	2,389.0
黒瀬	東広島市	H17.1.31	141.0	0.0	76.0	0.0	21.0	23.0	24.0	14.0	0.0	17.0	0.0	31.0	347.0
竹原	竹原市	H9.4.1	13.0	0.0	62.0	109.0	290.0	41.0	21.0	33.0	17.0	184.0	35.0	97.0	902.0
三次圏	三次市	H21.4.2	39.0	0.0	138.0	0.0	348.0	35.0	4.0	102.0	40.0	50.0	214.0	17.0	987.0
庄原	庄原市	H15.1.1	67.4	0.0	15.1	0.0	233.0	0.0	0.0	30.7	12.0	61.1	44.1	0.0	463.4
因島	尾道市	H8.12.2	0.0	0.0	0.0	0.0	371.0	0.0	0.0	132.0	12.0	55.0	20.0	60.0	650.0
東城	庄原市	H7.6.30	15.4	0.0	0.0	68.5	0.0	76.2	0.0	7.9	5.7	25.1	3.0	26.2	228.0
安芸津	東広島市	H8.3.7	0.0	5.9	0.0	46.5	120.8	0.0	0.0	25.5	0.0	72.3	52.0	0.0	323.0
安浦	呉市	H8.4.1	37.8	0.0	0.0	0.0	146.8	25.2	2.5	29.2	2.0	48.4	23.6	0.0	315.5
瀬戸田	尾道市	H9.4.1	0.0	0.0	0.0	15.0	161.0	0.0	0.0	32.0	0.0	54.0	18.0	0.0	280.0
上下	府中市	H8.9.9	0.0	0.0	0.0	0.0	65.3	0.0	0.0	11.7	1.4	12.0	9.1	0.0	99.5
江田島	江田島市	H16.4.30	0.0	0.0	19.2	60.1	77.8	0.0	0.0	18.8	0.0	19.8	0.0	0.0	195.7
西城	庄原市	H7.10.1	0.0	0.0	2.6	0.0	28.7	0.0	0.0	19.2	0.0	24.0	0.0	0.0	74.5
千代田	北広島町	H8.4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	138.0	0.0	21.0	29.0	12.0	181.0	108.0	0.0	489.0
川尻	呉市	H8.4.1	0.0	0.0	82.9	0.0	77.7	0.0	0.0	19.7	0.0	12.0	30.7	0.0	223.0
吉田	安芸高田市	H8.3.1	0.0	0.0	18.3	0.0	90.6	0.0	5.6	33.1	0.0	12.1	0.0	18.5	178.2
本郷	三原市	H17.2.28	12.9	33.2	0.0	51.4	88.6	7.8	0.0	27.4	1.4	11.9	54.3	0.0	288.9
河内	東広島市	H10.2.19	49.4	0.0	22.6	0.0	60.7	0.0	0.0	9.8	2.4	41.6	0.0	26.9	213.4
世羅甲山	世羅町	H14.11.26	0.0	0.0	0.0	0.0	118.5	15.1	5.3	46.5	14.4	41.6	1.4	0.0	242.8
佐伯	廿日市市	H15.3.31	29.2	0.0	23.2	22.5	104.8	0.0	0.0	13.7	5.9	32.7	29.5	0.0	261.5
※広島湯来	広島市	H24.2.16	41.0	0.0	8.0	0.0	13.0	0.0	0.0	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.0
合計			6,273.7	237.1	4,746.4	1,927.2	15,834.1	2,008.2	403.6	3,667.7	1,461.1	5,520.5	3,111.4	2,921.1	48,112.1

※ 準都市計画区域

(5) 高度利用地区

高度利用地区は、いわゆるペンシルビルなど、有効な土地利用の観点から見て不健全な小規模建築物の建築を抑制する一方、都市再開発の推進、建築物の敷地等の統合化の促進、一定規模以上の敷地に一定規模以上の容積を持った建築物の建築、さらに市街地環境の向上につながる一定の有効な空地の確保などにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図ることとした地域地区である。

なお、市街地再開発事業や住宅街区整備事業の施行区域は、この地区の指定が必要である。

高度利用地区一覧表

(H24.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	位置	面積 (ha)	容積率	容積率	建ぺい率	建築物の建築面積の最低限度	摘要	
広島圏	広島市	金座街地区	5街区	本通・新天地・堀川町の一部	0.3	90/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	S49.12.6 決定	
			6街区		0.3	90/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	H2.10.16 変更	
			西新天地広場		0.3	60/10以下	30/10以上	8/10以下	200㎡以上	H9.10.20 変更	
			広島駅南口Aブロック地区		1.2	90/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	H5.8.12 決定	
			西荒神地区		0.8	65/10以下	30/10以上	5/10以下	200㎡以上	H2.10.16 決定 H9.10.2 変更	
			五日市駅北口地区		0.8	45/10以下	20/10以上	7/10以下	200㎡以上	H4.11.10 決定	
			緑井駅周辺	第1地区		3.5	50/10以下	20/10以上	7/10以下	200㎡以上	H10.2.19 決定
		第2地区			0.3	40/10以下	15/10以上	8/10以下	200㎡以上		
		大手町四丁目1番地区	第1地区		0.3	95/10以下	30/10以上	5/10以下	200㎡以上	H13.7.3 決定	
			第2地区		0.4	100/10以下	30/10以上	5/10以下	200㎡以上		
	京橋町地区		0.3	60/10以下	20/10以上	5/10以下	200㎡以上	H23.3.1 決定			
	呉市	呉駅前西地区		1.4	70/10以下	20/10以上	7/10以下	200㎡以上	S62.10.22 決定 H6.5.20 変更		
	計				9.9						
備後圏	三原市	三原駅前		城町・港町の一部	2.8	60/10以下	20/10以上	8/10以下	300㎡以上	S49.2.22 決定 S51.10.21 変更	
	福山市	福山駅前		元町の一部	1.0	70/10以下	25/10以上	9/10以下	200㎡以上	S55.3.14 決定	
		東桜町地区			2.1	70/10以下	25/10以上	7/10以下	200㎡以上	H15.3.5 決定	
	尾道市	尾道駅前		東御所町の一部	1.0	60/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	H8.8.12 決定 H19.4.1 変更	
	計				6.9						
	合計				16.8						

(6) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において特別の目的から土地利用の増進・環境の保護等を図るため、地区内の建築物の用途について規制内容を強化又は緩和できる地区である。

また、この地区においての建築物の制限又は禁止に関する規定は、地方公共団体の条例で定めることとなっている。

特別用途地区一覧表

(H24.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	種類	名称	面積 (ha)	条例	摘要
広島圏	熊野町	特別工業地区	熊野筆	331.0	熊野筆特別工業地区建築条例	S62.3.2 決定 H8.3.25 変更 H16.6.8 変更
	呉市	特別工業地区	呉市桑畑	22.0	呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例	H1.4.6 決定 H7.10.30 変更
			呉市郷原	31.0		
備後圏	福山市	特別工業地区	福山市大門	25.2	福山市大門特別工業地区建築条例	S58.12.20 決定
	福山市	特別工業地区	新市町	346.0	福山市新市町特別工業地区建築条例	S59.7.2 決定 H8.3.25 変更 H16.1.31 変更
	福山市	環境保全地区	緑町	14.0		H20.12.17 決定
	府中市	大規模集客施設制限地区	府中市	385.0	府中市特別用途地区における建築物等の制限等に関する条例	H19.12.18 決定
合計				1,154.2		

(7) 特定街区

特定街区は、将来の都市資産として良好と認められる街区レベルの建築計画について、一般的な形態制限を適用除外し、その街区にふさわしいオリジナルルールを個々のプロジェクトごとに都市計画として定めることにより、健全な形態の建築物や有効な空地を確保し、都市機能に適応した適正な街区を形成することを通じて、市街地の整備改善を図ろうとする制度である。

特定街区一覧表

(H24. 3. 31 現在)

都市計画 区域名	都市名	名 称	位 置	面 積 (h a)	建 築 物 の 容 積 率	高さの最高限度	摘 要
広島圏	広島市	基 町	中区基町	9.4	25/10 以下	高層 65m 中層 16m 低層 8m	S44. 4. 23 決定 S56. 1. 20 変更
		長 寿 園	中区 西白島町	1.5	26/10 以下	高層 50m 45m 低層 10m 4.5m	S44. 11. 25 決定 S49. 4. 22 変更
		基 町 6 番	中区 基町6番	2.7	64.3/10 以下	高層 160m 71m 62m 中層 55m 45m 33m 低層 25m 15m 7m 5m 3m	H2. 3. 8 決定 H6. 2. 23 変更
合 計				13.6			

(8) 防火地域及び準防火地域

防火地域、準防火地域は、建築物の密集した火災危険率の高い市街地の区域において建築物の構造や材質を規制することにより、市街地における火災の危険を防除するために定める地域である。

これは、街路・河川・鉄道・広場などの空地系の都市施設や用途地域などの他の地域地区と一体的な計画を図り、都市や地区の経済力に見合った防火性能の高い建築物の建築を促進することにより、火災の延焼拡大を抑制し、経済的・効果的な不燃都市の建設を図ろうとするものである。

防火地域及び準防火地域一覧表

(H24. 3. 31 現在)

都市計画 区域名	都市名	最終変更 年月日	防火地域 (h a)	準防火地域 (h a)	摘 要
広島圏	広島市	H23. 8. 26	520.8	2,678.5	S23. 12. 29 決定
	呉市	H20. 12. 15	106.6	523.0	S24. 7. 12 決定
	計		627.4	3,201.5	
備後圏	福山市	S40. 2. 18	30.8	302.4	S25. 6. 1 決定
	尾道市	H3. 9. 30	—	91.7	S35. 11. 4 決定
	計		30.8	394.1	
竹原	竹原市	S63. 4. 1	—	17.0	S63. 4. 1 決定
因島	尾道市 (旧因島市)	H8. 12. 2	—	12.0	H. 8. 12. 2 決定
合 計			658.2	3,624.6	

(9) 風致地区

風致地区は、都市計画区域内で自然の景観を維持し、又は名勝、史跡の環境を保護して、都市環境の保全を図る必要がある区域について定められるものである。

この目標を達成するため、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」で、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採等について必要な規制を行うこととされている。

風致地区一覧表

(H24. 3. 31 現在)

都 市 名	名 称	面 積	最終決定年月日	摘 要
福山市	福山城跡	31.70 ha	S57.11.25	福山城跡を中心とする区域及び八幡神社のある松廻尾山の区域
	蔵王山	87.00	S49.9.27	福山市の東部にあって、市街地を望む丘陵の区域
	草戸山	63.20	S49.9.27	福山市西部を流れる芦田川に接し、市街地を望む草戸山の区域
	輛熊野	603.40	S49.9.27	瀬戸内海国立公園を望む福山市輛町の後方山地部一帯の区域
竹原市	寺山	9.46	S15.9.4	竹原市の中央北端に位置し、照蓮寺、西方寺等の古刹のある丘陵地帯の区域
	鎮海山	21.23	S15.9.4	竹原市の東部に位置し、村上掃部頭元吉の居城跡、礎宮八幡神社等のある鎮海山の区域
	的場	20.16	S15.9.4	竹原市の東南方に位置し、瀬戸内海に臨む区域
	南島	32.89	S15.9.4	竹原市南端賀茂川河口に位置し、瀬戸内海に臨む丘陵南島の区域
庄原市	上野池	72.71	S16.1.30	庄原市の景勝地上野池をめぐる丘陵地帯の区域
廿日市市 (旧宮島町)	巖島	3,039.00	S13.6.7	巖島神社のある景勝地廿日市市宮島町の全区域
計	10件	3,980.75		

(10) 駐車場整備地区

自動車の急激な増加により都市部では道路交通が混雑を極める中で、道路上には違法路上駐車が無秩序になされており、このことが道路交通を著しく妨げている。駐車場整備地区は、こうした課題に対処するために駐車対策を総合的かつ計画的に推進する地区である。

駐車場整備地区一覧表

(H24. 3. 31 現在)

都市計画区域名	都市名	面 積	決定年月日	最終変更年月日
広島圏	広島市	1,013.3ha	S42.12.18	H 5. 1.11
	呉市	115.0ha	S46.10.28	S61. 7.31
備後圏	福山市	191.8ha	S50. 3.26	
合 計		1,320.1ha		

(11) 臨港地区

臨港地区は、港湾区域を地先水面とする地域において、港湾を管理運営するために定める地区であり、港湾機能を十分に確保し、その利用の増進を図る観点から、港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体的な区域及び港湾の開発、利用並びに保全に著しく支障を与える行為を規制する必要がある区域を指定する。

臨港地区一覧表

(H24. 3. 31 現在)

都市計画区域名	臨港地区名	指定面積 (ha)	分 区 内 訳 (ha)										計	摘 要 (都市計画決定)		
			商 港 区	特 殊 資 産 区	工 業 区	鉄 道 港 区	漁 港 区	パ ン ナ 区	保 安 区	修 景 厚 港 区	マ リ ナ 区	無 分 区				
広島圏	広島港 (広島市 廿日市市 海田町 坂町)	747.60	174.3	16.70	345.80			1.70			6.60	79.20	6.80	116.5	747.60	S40. 7. 6 決 定 H11. 1. 14 変 更 H16. 5. 31 変 更 H17. 6. 9 変 更 H18. 2. 2 変 更 H18. 2. 16 変 更 H21. 1. 15 変 更
	呉 港	385.04	51.74		273.27			0.63				5.20		54.19	385.04	S34. 10. 27 決 定 H13. 11. 5 変 更 H19. 3. 26 変 更 H23. 2. 24 変 更
	大竹港	29.60	8.60							2.40	18.60				29.60	S40. 3. 3 決 定 H19. 4. 9 変 更
	計	1162.24	234.64	16.70	619.07			2.33			9.00	103.00	6.80	170.69	1162.24	
備後圏	福山港	70.6	44.70					1.50				3.30		21.1	70.60	S39. 12. 28 決 定 H17. 3. 17 変 更 H23. 12. 12 変 更
	尾道港 尾糸道	195.30	30.20		153.50			2.00		0.80	0.50			8.3	195.30	S40. 12. 28 決 定 S40. 7. 6 決 定 H18. 3. 23 変 更 H20. 12. 11 変 更
	千年港	0.9												0.9	0.9	H22. 3. 19 変 更
	阿伏兎港	0.8												0.8	0.8	H22. 3. 19 変 更
計	267.60	74.90		153.50			3.50			0.80	3.80		31.10	267.60		
川尻	川尻港	0.62	0.37					0.25							0.62	H19. 3. 5 決 定
音戸	釣子田港	0.27	0.17					0.10							0.27	H19. 3. 29 決 定
瀬戸田	瀬戸田港	2.40	2.40												2.40	H19. 3. 26 決 定
	生口港	1.10	1.10												1.10	
因島	土生港	39.20	0.90		37.60			0.40			0.10		0.20	39.20	S39. 7. 23 決 定 H19. 3. 26 変 更	
	中浜港	0.20	0.20											0.20		
	重井港	0.60	0.60											0.60		
	生口港	0.50	0.40										0.10	0.50		
竹原	竹原港	80.1	6.70		73.40									80.10	S39. 12. 28 決 定 H元. 3. 2 変 更 H19. 3. 8 変 更	
	忠海港	1.00	1.00											1.00	S39. 12. 28 決 定 H元. 3. 2 変 更	
江田島	小用港	7.60	4.50		3.00								0.10	7.60	S40. 7. 6 決 定 H13. 11. 15 変 更 H19. 3. 26 変 更	
	津久茂港	0.2	0.2											0.2	H22. 3. 15 決 定	
安芸津	安芸津港	3.40	3.40											3.40	S39. 7. 23 決 定 H19. 3. 26 変 更	
宮島	厳島港	2.70	2.00					0.70						2.70	S39. 7. 23 決 定 H18. 3. 15 変 更	
合 計		1569.73	333.48	16.70	886.57			7.28			9.80	106.9	6.80	202.19	1569.73	

(12) 流通業務地区

流通業務地区は、都市区域に過度に集中立地している流通業務施設について、それぞれの機能に応じて、既成市街地の外周及び臨海の地域で、かつ交通等立地条件の良好な位置に分散を図るとともに、既成の業務機能を誘導して計画的に再編成を行い、あわせて大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために決定するものである。

また、この地区においては流通業務団地を定めることができ、この団地内においては都市計画事業として流通業務団地造成事業を行うことができる。

流通業務地区一覧表

(H24. 3. 31 現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積	摘 要
広 島 圏	広島市	広島市西部流通業務地区	188.0 ha	S51.9.17 決 定 H 3. 4. 8 最 終 変 更
	広島市, 海田町, 坂町	広島市東部流通業務地区	73.0 ha	S60.3.28 決 定
合 計			261.0 ha	

(13) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群が周囲の環境と一体を成して形成している歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を主として、外観上認められるその位置、形態、意匠等の特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的として決定するものである。

また、この目的を達成するために、地区内における建築物等の現状変更については「伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づく許可制度により歴史的な風致景観を維持するものである。

伝統的建造物群保存地区一覧表 (H24. 3. 31 現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積	摘 要
竹 原	竹原市	竹原地区伝統的建造物群保存地区	約 5.0ha	S57. 4. 1 決 定
備 後 圏	福山市	鞆町伝統的建造物群保存地区	約 8.6ha	H20. 3. 31 決定

※ 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例 S56. 10. 1 公布 (施行 S57. 4. 1)

福山市伝統的建造物群保存地区条例 H12. 9. 27 公布 (施行 H20. 3. 31)

(14) 促進区域

促進区域とは、主として土地所有者等に対し、一定期間内に速やかに一定の土地利用を実現することを促し、市街地の計画的な整備、開発が図れるよう定めるものである。

なお、当該促進区域の決定後、一定期間経過したものについては、市町村等公的機関による整備が義務づけられている。

促進区域には、「市街地再開発促進区域」、「土地区画整理促進区域」、「住宅街区整備促進区域」及び「拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域」の4種類がある。

促進区域一覧表 (H24. 3. 31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積	摘 要
広島圏	呉市	呉駅南拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	約4.5h a	H10. 2. 20 決 定

(15) 地区計画

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全することを目的として決定するものである。

地区計画については、当該地区計画の目標、その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針、地区施設（道路、公園等）及び建築物等の整備、並びに土地利用に関する計画を都市計画に定めるものである。

地区計画一覧表 (H24. 3. 31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	最終変更年月日
広島圏	大竹市(3地区)	晴海地区地区計画	14.00	H8. 3. 25	H18. 5. 16
		晴海工業地区地区計画	5.90	H10. 10. 28	
		大願寺地区地区計画	23.10	H22. 3. 15	H23. 11. 7
		小計	43.00		
	廿日市市(16地区)	宮島口上福面地区地区計画	1.70	H8. 3. 25	
		前空地区地区計画	14.80	H12. 3. 1	H16. 6. 7
		中央地区地区計画	21.20	H16. 6. 7	
		対巖山メディアゾーン地区計画	5.00	H17. 6. 22	H23. 2. 15
		四季が丘地区地区計画	78.00	S63. 3. 1	H8. 3. 25
		宮園地区地区計画	81.40	S63. 3. 1	H16. 5. 31

都市計画 区 域 名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日
広島圏	廿日市市(16地区)	宮内工業団地地区地区計画	32.00	H7. 3. 15	H8. 3. 25
		四季が丘第2地区地区計画	5.40	H7. 3. 15	H8. 3. 25
		第一種低層住居専用地区地区計画	223.10	H8. 3. 25	H16. 5. 31
		陽光台地区地区計画	37.60	H10. 8. 3	H16. 5. 31
		木材港第2期地区地区計画	11.00	H11. 1. 14	
		木材港北地区地区計画	28.30	H16. 5. 31	
		下平良二丁目地区地区計画	5.30	H17. 6. 9	
		廿日市駅北地区地区計画	16.20	H18. 11. 9	
		ナタリーマリナタウン地区地区計画	7.00	H20. 7. 30	
		エコライフステージ桜尾地区地区計画	1.00	H22. 5. 31	
	小計	568.7			
	広島市(58地区)	大毛寺地区地区計画	16.60	S60. 3. 29	H11. 7. 7
		広島市都心住居地域地区計画	345.40	S62. 3. 2	H17. 5. 20
		仁保南地区地区計画	18.10	S63. 3. 2	H8. 3. 25
		段原商業業務地区地区計画	11.19	H元. 3. 27	H11. 7. 27
		基町高次都市機能集積地区地区計画	2.74	H2. 3. 8	H11. 7. 27
		毘沙門台3期地区地区計画	13.60	H4. 4. 13	H8. 3. 25
		安芸矢野ニュータウン地区地区計画	83.80	H4. 4. 13	H19. 9. 28
		古川リバーサイド地区地区計画	81.00	H5. 2. 8	H20. 9. 29
		可部勝木台地区地区計画	37.00	H7. 10. 30	H15. 10. 29
		高陽台地区地区計画	12.30	H7. 10. 30	H16. 5. 31
		高陽深川台地区地区計画	15.00	H7. 10. 30	H15. 10. 29
		瀬野みどり坂地区地区計画	90.50	H7. 10. 30	H24. 2. 16
		西風新都A・C I T Y戸建地区地区計画	30.40	H7. 10. 30	H16. 5. 31
		西風新都A・C I T Y中央地区地区計画	34.00	H7. 10. 30	H15. 10. 29
		西風新都アカデミックサーチパーク地区地区計画	93.60	H7. 10. 30	H21. 7. 2
		平和大通り地区地区計画	63.40	H8. 3. 25	H11. 7. 27
		リバーフロント地区地区計画	30.20	H8. 3. 25	H11. 7. 27
		都心幹線道路沿岸地区地区計画	136.70	H8. 3. 25	H15. 8. 21
		都心コア商業地区地区計画	53.10	H8. 3. 25	H9. 10. 20
		都心コア住居地区地区計画	133.10	H8. 3. 25	H16. 5. 31
		中溝パークフロント地区地区計画	12.80	H8. 3. 25	H15. 10. 29
		グリーンヒル大原地区地区計画	7.10	H8. 3. 25	H15. 10. 29
		宇品地区地区計画	35.70	H8. 3. 25	H19. 2. 22
		可部亀山地区地区計画	10.60	H8. 3. 25	H16. 5. 31
		西風新都インター流通パーク地区地区計画	28.20	H8. 11. 15	H15. 10. 29
		西風新都伴東学研地区地区計画	5.90	H8. 11. 15	H15. 10. 29
		金座街地区地区計画	0.90	H9. 10. 20	H11. 7. 27
		西風新都石内学研地区地区計画	103.90	H10. 2. 19	H15. 10. 29
		高須台パークタウン地区地区計画	68.50	H10. 8. 31	H15. 10. 29
		木材港第2期地区地区計画	3.50	H11. 1. 14	
		西風新都伴南工業地区地区計画	69.10	H11. 3. 31	H20. 12. 5
		西風新都梶毛東地区地区計画	205.40	H11. 3. 31	H20. 12. 5
		イトーピア長楽寺地区地区計画	6.90	H11. 12. 8	H15. 10. 29
		古江上田方地区地区計画	38.40	H12. 2. 21	H19. 9. 28
		西風新都高附住宅地区地区計画	48.30	H12. 2. 21	H16. 5. 31
		五日市海老山南地区地区計画	15.20	H12. 2. 21	H16. 5. 31
		商工センター地区地区計画	25.80	H13. 3. 1	
		西風新都伴北工業地区地区計画	61.80	H14. 2. 18	H23. 3. 11
		サンコートはなみずき台地区地区計画	9.90	H14. 2. 18	H16. 5. 31
		へさかレインボーパワ桜坂地区地区計画	7.10	H14. 2. 18	H16. 5. 31
		ライブヒルズ未来地区地区計画	8.60	H14. 2. 18	H16. 5. 31
		落合南二丁目2番地区地区計画	0.90	H15. 8. 21	
		宇品東六丁目1番地区地区計画	3.10	H15. 8. 21	
		高須二丁目西地区地区計画	4.40	H16. 4. 21	
		南原地区地区計画	55.90	H17. 4. 20	
		藤の木地区地区計画	48.70	H18. 11. 28	
		春日野地区地区計画	52.50	H19. 3. 29	H21. 3. 30
川内北地区地区計画		48.30	H20. 9. 29		
西風新都梶毛東工業地区地区計画	39.10	H20. 12. 5			
広島港五日市地区地区計画	21.10	H21. 3. 30			
五日市海老山西地区地区計画	1.40	H21. 3. 30			
西風新都石内湯戸・下沖地区地区計画	7.6	H21. 6. 1			
広島駅新幹線口周辺地区地区計画(再開発等促進区)	29.4	H22. 1. 19	H24. 2. 16		
牛田台地区地区計画	0.7	H23. 7. 4			

都市計画 区 域 名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	最終変更 年 月 日	
広島圏	広島市(58地区)	広島市民球場周辺地区地区計画	11.3	H23.8.26		
		商工センター食品工業・印刷団地地区地区計画	9.5	H23.8.26		
		西風新都石内東地区地区計画	84.0	H23.8.26		
		彩が丘地区地区計画	41.6	H24.2.28		
			小計	2575.03		
	府中町(1地区)	大須二丁目地区地区計画(旧再開発地区計画)	12.60	H13.12.5	H16.12.10	
	海田町(1地区)	海田市駅南口地区地区計画	3.60	H20.12.1		
	熊野町(2地区)	出来庭地区地区計画	2.10	H22.11.30		
		深原産業団地地区地区計画	6.04	H23.5.19		
			小計	8.14		
	坂町(1地区)	平成ヶ浜地区地区計画	63.90	H14.5.24		
	呉市(8地区)	呉市都心居住地地区計画(廃止)	0.00	S62.3.2	H16.5.31	
		夢が丘地区地区計画	22.40	H7.10.30	H19.8.1	
		三条・海岸・栄町周辺地区地区計画	31.60	H8.3.25	H16.5.31	
		呉駅南地区地区計画	4.50	H8.3.25	H12.6.15	
		呉新世紀の丘住宅団地地区地区計画	30.20	H9.3.25	H18.8.1	
		宮が迫ニュータウン地区地区計画	10.60	H10.9.22	H12.9.21	
		シーサイドヒルズ瀬戸見地区地区計画	11.40	H14.10.1		
		広駅前地区地区計画	129.90	H17.3.31		
		苗代工業団地地区計画	20.20	H19.4.1	H20.2.20	
			小計	263.2		
備後圏	三原市(7地区)	三原西部(小原地区)工業団地地区計画	145.90	H3.9.30	H13.10.11	
		明神・田野浦土地区画整理区域地区計画	18.50	H8.3.25	H13.10.11	
		みはら青葉台地区地区計画	8.10	H13.10.11		
		あやめヶ丘地区地区計画	10.30	H13.10.11		
		新倉町・木之浜地区地区計画	11.30	H13.10.11	H17.12.21	
		下三田地区地区計画	6.50	H19.3.27		
		松江地区地区計画	4.00	H19.3.27		
			小計	204.60		
	尾道市(7地区)	新尾道駅前地区地区計画	2.70	S63.8.8	H11.7.1	
		有江台地区地区計画	13.40	H3.9.30	H8.3.25	
		東新涯地区地区計画	65.30	H3.9.30	H11.7.1	
		ひよりが丘地区地区計画	7.10	H6.8.10	H8.3.25	
		竜王台地区地区計画	14.90	H7.8.28	H8.9.9	
		平原地区地区計画	63.60	H10.10.28	H11.7.1	
		尾道流通団地地区地区計画	49.40	H11.2.26	H19.6.21	
			小計	216.40		
	福山市(21地区)	高西町南地区地区計画	11.20	H3.9.30	H8.3.25	
		南陽台団地地区計画	5.70	H3.9.30	H8.3.25	
		水呑町佐須良地区地区計画	2.80	H3.9.30		
		平成台地区地区計画	15.80	H6.3.24		
		イーストコート明王台地区計画	8.30	H7.3.23	H13.10.11	
		引野第一地区地区計画	14.00	H7.9.1	H8.9.9	
		都心入船地区地区計画	0.54	H8.3.25	H11.7.30	
		坪生南地区地区計画	11.50	H9.12.22		
		グリーンヒル芦田地区地区計画	1.00	H9.12.22		
		サンヒルズ津野郷地区地区計画	4.00	H10.10.30		
		御幸拠点地区地区計画	20.00	H11.7.30	H13.10.11	
		水呑三新田地区地区計画	70.30	H14.2.18		
		新市工業団地地区計画	21.10	H8.9.9	H21.8.21	
		佐賀田団地地区計画	17.00	H8.9.9		
伊勢丘地区地区計画		4.30	H17.2.22			
西中条地区地区計画		10.10	H2.3.8	H8.3.25		
旭丘地区工業団地地区計画		36.40	H4.9.10	H8.3.25		
川北地区地区計画		3.70	H17.5.10			
道上地区地区計画		25.00	H17.12.20			
西深津地区地区計画		2.80	H20.8.11			
川南地区地区計画		112.0	H23.8.29			
			小計	397.54		
府中市(1地区)		桜が丘地区地区計画	36.60	H13.3.1	H16.11.18	
東広島	東広島市(20地区)	田口地区研究団地地区計画	24.10	H元.8.1	H5.6.25	
		吉川地区工業団地地区計画	45.70	H元.8.1	H5.6.25	
		下見学生街地区地区計画	50.20	H元.8.1	H21.12.3	
		土与丸地区地区計画	3.50	H9.9.18	H11.8.11	
		西高屋駅前地区地区計画	2.80	H9.9.18	H11.8.11	

都市計画 区 域 名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	最終変更 年 月 日
東広島	東広島市(20地区)	東広島研究・住宅団地地区計画	40.80	H10.3.10	
		志和流通団地地区地区計画	30.60	H9.9.18	
		志和東流通団地地区地区計画	25.50	H9.9.18	H11.8.11
		藤田沖地区地区計画	4.10	H9.9.18	
		東広島駅前地区地区計画	42.70	H10.8.3	H11.8.11
		西条駅前地区地区計画	7.60	H11.10.12	
		志和堀半川地区地区計画	0.50	H17.11.16	
		御園宇勝谷地区地区計画	2.10	H18.6.12	
		下見大池地区地区計画	1.40	H18.6.12	
		原地区工業団地地区地区計画	8.90	H18.10.26	
		広島中央サイエンスパーク地区地区計画	28.30	H18.10.26	
		杵原地区地区計画	7.80	H18.11.20	
		寺家地区地区計画	46.50	H20.9.25	
		宮領地区地区計画	4.8	H21.6.18	
杵原第2地区地区計画	1.9	H21.6.18			
	小計	328.7			
黒瀬	東広島市(7地区) (旧黒瀬町)	兼広北地区地区計画	3.90	H12.9.21	
		丸山工業地区地区計画	8.40	H12.9.21	
		橘原燈明平地区地区計画	1.00	H12.9.21	
		橘原仏ヶ峰地区地区計画	1.40	H12.9.21	
		桜が丘一丁目地区地区計画	5.70	H12.9.21	H14.3.4
		黒瀬工業団地地区計画	23.10	H16.11.25	
		菅田天神原地区地区計画	1.00	H23.11.29	
		小計	44.50		
河内	東広島市(1地区) (旧河内町)	広島空港流通工業団地地区地区計画	26.10	H10.2.19	
因島	尾道市(1地区) (旧因島市)	因島南部地区地区計画	93.10	H8.12.2	
千代田	北広島町(1地区)	千代田工業流通団地地区地区計画	137.10	H9.10.15	H14.9.19
合計	156地区		4993.41		

(16) 交通施設計画

① 都市計画道路

都市内の道路は、交通機能、市街地形成機能及び空間機能等を有し、都市構造に大きな影響を与え、都市の骨格となる施設である。都市計画法上の道路種別は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に分類されている。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H23.3.31現在) (単位: km)

都市計画 区 域 名	都 市 名	合 計	自 動 車 専 用 道 路	幹 線 街 路	区 画 街 路	特 殊 街 路
広 島 圏	大 竹 市	35.96	4.76	30.06	—	1.14
	甘 日 市	64.33	4.04	58.87	1.34	0.08
	広 島 市	413.35	48.67	337.23	6.18	21.27
	府 中 町	21.43	1.23	18.78	1.30	0.12
	海 田 町	27.87	5.27	20.40	2.20	—
	熊 野 町	7.94	—	7.94	—	—
	坂 町	19.43	9.42	10.01	—	—
	呉 市	129.83	17.52	103.87	6.54	1.90
	計	720.14	90.91	587.16	17.56	24.51
備 後 圏	三 原 市	58.69	3.37	53.73	1.59	—
	尾 道 市	74.55	15.17	54.05	1.64	3.69
	福 山 市	279.47	26.17	245.50	4.00	3.80
	府 中 市	32.63	—	32.63	—	—
	計	445.34	44.71	385.91	7.23	7.49

都市計画 区画名	都市名	合計	自動車 専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路
東広島	東広島市	124.93	17.31	105.34	1.64	0.64
黒瀬	東広島市	23.07	9.78	13.29	—	—
竹原	竹原市	23.56	—	20.53	1.15	1.88
三次圏	三次市	45.34	24.31	19.46	1.57	—
庄原	庄原市	18.35	—	18.35	—	—
因島	尾道市	11.15	—	11.15	—	—
宮島	廿日市市	0.47	—	0.47	—	—
東城	庄原市	9.18	—	9.18	—	—
安芸津	東広島市	8.28	—	8.28	—	—
安浦	呉市	8.50	—	8.50	—	—
瀬戸田	尾道市	3.67	—	3.67	—	—
大柿	江田島市	8.74	—	8.74	—	—
上下	府中市	2.56	—	2.56	—	—
江田島	江田島市	4.13	—	4.13	—	—
西城	庄原市	2.38	—	2.38	—	—
千代田	北広島町	15.58	—	15.58	—	—
本郷	三原市	5.31	—	5.31	—	—
世羅甲山	世羅町	17.37	13.56	3.81	—	—
御調	尾道市	8.77	8.77	—	—	—
計	—	1506.82	209.35	1233.80	29.15	34.52

② 駅前広場

駅前広場は、道路と鉄道等との結節点において、安全かつ円滑な交通処理を行うため、都市の玄関として、都市計画決定するものである。現在、鉄道駅42箇所、旅客船2箇所、計44箇所ですべて都市計画決定している。(H23.3.31現在)

③ 駐車場

駐車場は、道路交通の円滑化を図り、公衆の利便及び都市機能を維持・増進させるため都市計画決定するものである。現在、自動車駐車場を5市町22箇所、自転車駐車場を4市12箇所ですべて都市計画決定している。(H23.3.31現在)

④ 都市高速鉄道

広島市、福山市、三原市及び広島市東部地区（広島市・府中町・海田町）において、都市計画決定している。

⑤ その他の交通施設

広島市において、バスターミナルを4箇所（広島バスセンター、中筋バスターミナル、大町バスターミナル、動物園口バスターミナル）都市計画決定している。

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」(昭和24年法律第189号)、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

昭和54年度から屋外広告物に関する事務を市町(村)長に委任し、市町長が無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物に対する平成23年度の許可件数は、3,750件である。

なお、政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び景観行政団体のうち尾道市(平成19年度から)においては、それぞれの市の条例に基づき屋外広告物の規制を行っている。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれているなかで、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づき都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。現在までの緑地協定締結状況(広島市を除く。)は、次のとおりである。

緑地協定一覧表

(H24.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積 (h a)	認可年月日	有効期間
広 島 圏 備 後 圏	大竹市	玖波七丁目団地	0.90	H5.8.4	20年間
	福山市	ゆめみが丘	9.90	H15.9.26	20年間
サントウン伊勢丘A街区		1.21	H15.9.30	20年間	
サントウン伊勢丘B街区		1.70	H15.12.18	20年間	
サントウン伊勢丘第2期A街区		1.78	H16.9.14	20年間	
サントウン伊勢丘第2期B街区		1.53	H16.12.17	20年間	
サントウン伊勢丘第3期		0.80	H17.8.11	20年間	
サントウン伊勢丘第4期A街区		0.52	H19.11.18	20年間	
サントウン伊勢丘第4期B街区		1.20	H20.3.17	20年間	
サントウン駅家A街区		3.11	H20.7.11	20年間	
サントウン駅家B街区		1.79	H20.9.10	20年間	
サントウン伊勢丘第5期		0.99	H20.12.11	20年間	
サントウン伊勢丘第6期A街区		0.77	H21.7.21	20年間	
サントウン伊勢丘第6期B街区		1.13	H22.1.7	20年間	

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」（昭和36年法律第191号）の許可制度の適正な運用を行う。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、特例市である呉市（平成12年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。

なお、開発行為の許可状況は、次表のとおりである。

※竹原市は1ヘクタール未満の事務のみが移譲の対象

① 開発行為の許可状況

(H24. 3. 31 現在)

管轄事務所(支局)	年度	19												20												21												22												23											
		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外																					
		許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha																						
管轄事務所(支局)	年度	市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外																					
		12	3.6	1	1	3.7	7	2.2	3	0.3	1	0.9	1	4.6	7	2.2	3	0.3	1	0.9	1	4.6	2	0.3	5	1.6	4	18.0	5	2.4	2	6.1	1	0.7	5	2.4	2	6.1	1	0.7																					
		3	1.1	2	0.1																																																								
		2	0.5	10	1.3																																																								
		6	1.2	1	0.3																																																								
		11	2.8	13	1.4	2	2.7	1	6.4																																																				
		23	6.4	14	1.4	3	6.4	1	6.4																																																				
		23	6.4	14	1.4	3	6.4	1	6.4																																																				
		23	6.4	14	1.4	3	6.4	1	6.4																																																				

(注)・開発変更許可分は計上しない。

- ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発
- ・竹原市については、(県)は県許可分、(市)は市許可分。
- ・三原市・尾道市・廿日市市許可分については、平成20年度から権限移譲により計上しない。

② 都市計画法第43条の規定による建築許可状況

(H24.3.31)

事務所管轄	年度 区分	19		20		21		22		23	
		許可 件数	許可 面積 (㎡)	許可 件数	許可 面積 (㎡)	許可 件数	許可 面積 (㎡)	許可 件数	許可 面積 (㎡)	許可 件数	許可 面積 (㎡)
	市町名										
西部建設	大竹市							1	218		
	廿日市市	3	1,124								
	府中町			3	942						
	海田町	1	123								
	熊野町	13	5,055	9	5,565	5	2,140	5	8,374	3	875
	坂町	1	315	1	220						
	小計	18	6,617	13	6,727	5	2,140	6	8,592	3	875
東部建設	三原市	11	9,499								
	尾道市	20	6,905								
	府中市	1	337	4	3,015			3	3,268	2	395
	小計	32	16,741	4	3,015			3	3,268	2	395
合計		50	23,358	17	9,742	5	2,140	9	11,860	5	1,270
協議											

(注)・三原市・尾道市・廿日市市許可分については、権限委譲により平成20年度からは計上しない。

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。この宅地造成工事規制区域の面積は、広島県の総面積の27.8%にあたり、その区域の指定状況は次表のとおりである。

なお、政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び特例市である呉市（平成12年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。

※竹原市は1ヘクタール未満の事務のみが移譲の対象

宅地造成工事規制区域面積 (A) 2,355.74 km² (A)
 広島県総面積 (B) 8,479.70 km² (B) ×100= 27.8 %

①宅地造成等規制区域一覧

(平成24年3月31日現在)

管轄事務(支所)	市町名	規制法適用区域面積 (a) km ²	市町面積 (b) km ²	$\frac{(a)}{(b)}$ (%)
	広島市	591.26	905.41	65.3
	福山市	310.89	518.14	60.0
	呉市	220.82	353.85	62.4
	三原市	249.68	471.19	53.0
	尾道市	144.01	284.85	50.6
	三次市	67.38	778.19	8.7
	東広島市	392.40	635.32	61.8
	廿日市市	109.23	489.36	22.3
西部建設	竹原市	106.66	118.30	90.2
	大竹市	14.10	78.57	17.9
	江田島市	50.43	100.98	49.9
	府中町	7.81	10.45	74.7
	海田町	9.99	13.81	72.3
	熊野町	30.88	33.62	91.9
	坂町	13.13	15.67	83.8
	小計	233.00	371.40	62.7
東部建設	府中市	37.07	195.71	18.9
	小計	37.07	195.71	18.9
合計		2,355.74	5,003.42	47.1

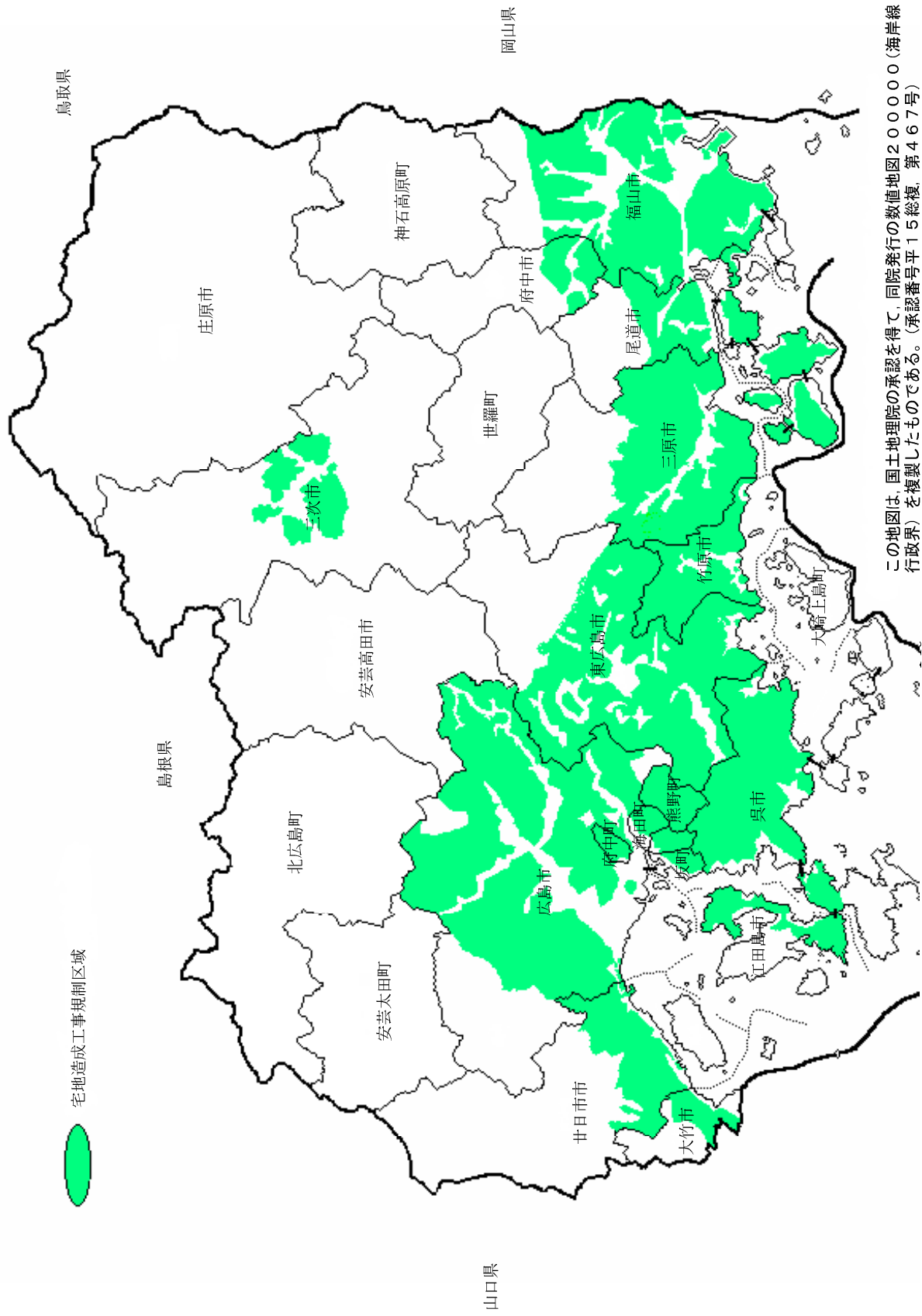
② 宅地造成に関する工事の許可及び協議状況

(H24.3.31現在)

管轄事務所	年度		19		20		21		22		23	
	区分	市町名	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
西部建設	竹原市	(県)	2	0.1								
		(市)			1	0.0	1	0.1	1	0.1	2	0.2
	大竹市		2	0.5	1	0.8					1	0.1
	廿日市市											
	江田島市				3	0.2					1	0.1
	府中町				3	0.2	2	0.1	2	0.1		
	海田町		2	0.2			1	0.6				
	熊野町		1	0.1							1	0.2
	坂町									1		
	小計		7	0.9	8	1.2	4	0.8	3	0.2	6	0.6
東部建設	三原市		5	0.3								
	尾道市		12	2.8								
	府中市		1	0.1			2	0.1	1	0.1	1	
	小計		18	3.2			2	0.1	1	0.1	1	
合計			25	4.1	8	1.2	6	0.9	4	0.3	7	0.6
協議												

- (注) ・竹原市については、(県)は県許可分、(市)は市許可分。
 ・既申請に係る再申請分は計上しない。
 ・三原市・尾道市・廿日市市については、権限移譲されたため平成20年度から計上しない。

宅地造成工事規制区域図（平成 23 年 3 月 31 日現在）



この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図200000（海岸線・行政区界）を複製したものである。（承認番号平15総複、第467号）

6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において、昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初で、その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、平成23年3月31日現在では、13市6町において、総延長約1,507kmが都市計画決定されている。

整備にあたっては、都市の骨格となる幹線街路、地域住民の日常生活の利便に関連する街路、住宅地開発に関連する街路の整備を促進することとしており、広島県道路整備計画2011に基づき主要な幹線街路の整備を重点的に実施している。

また、選択と集中により整備の重点化を図り、整備効果の早期発現を推進している。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとしており、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手して重点的に推進を図っている。

更に、交通結節点や駅周辺の駐輪場を整備するとともにバス路線の見直しを行うことで、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

① 都市計画道路等の整備状況

(H23. 3. 31 現在) (単位: km, %)

区 分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合 計
計 画 決 定	209.35	1,233.80	29.15	34.52	1,506.82
改 良 済 延 長	62.93	763.29	19.98	33.80	880.00
改 良 率	30.06	61.86	68.54	97.91	58.40

② 重点施策

- (ア) 広域的な交流・連携基盤の強化
- (イ) 集客・交流機能の強化とブランド力向上
- (ウ) 防災・減災対策の充実・強化
- (エ) 持続可能なまちづくり

(2) 主な事業の概要

① 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
長江線	尾道市栗原町～長江3丁目	780m	12m	約 60 億円
神辺水呑線（I期）	福山市東手城町～曙町	1,240m	25～69m	約 120 億円

② 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	事業期間	総事業費
広島市東部地区	広島県市	山陽本線 4.6km 呉線 1.7km	16ヶ所 4ヶ所	平成5年度 ～平成34年度	約 960 億円 (内県分約606億円)

(3) 平成24年度事業の内容

① 県事業（補助）

(単位：千円，%)

区分 工種	平成23年度当初		平成24年度当初		事業費 比較	説明
	箇所	事業費	箇所	事業費		
改良	10	2,597,900	10	2,817,000	108.4	長江線, 神辺水呑線ほか
橋梁	0	0	0	0	—	
鉄道高架	1	516,000	1	103,000	20.0	広島市東部地区連続立体交差事業
計	11	3,113,900	11	2,920,000	93.8	

② 市町関係（政令市域を除く。）

(単位：千円，%)

区分 工種	平成23年度当初		平成24年度当初		事業費 比較	説明
	箇所	事業費	箇所	事業費		
改良	15	1,652,854	16	2,027,464	122.7	津之郷奈良津線, 西条駅南北線(自由通路)ほか
立体	1	38,000	1	65,000	171.1	円一皆実線
橋梁	1	256,500	1	360,530	140.6	上原願万地線
計	17	1,947,354	18	2,452,994	126.0	

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

① 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H24.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定	
		決地地域数	面積 ha			決地地域数	面積 ha			決地地域数	面積 ha
広島圏	大竹市	—	—	備後圏	三原市	3	131.2	東広島市 竹原市 安浦原市 本郷三原市	東広島市	5	201.0
〃	廿日市	4	72.9		尾道市	4	130.9		竹原市	1	30.4
〃	広島市中	14	1,507.7		福山市	33	2,082.4		呉原市	1	17.1
〃	府中町	3	66.0		府中市	2	129.3		庄原市	1	2.2
〃	海田町	1	2.0						三原市	1	47.8
〃	熊野町	—	—						三原市	2	16.0
〃	坂町	—	—								
〃	呉市	5	349.3								
小計		1,997.9ha		小計		2,473.8ha		小計		314.5ha	
合計 4,786.2ha											

② 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物(再開発ビル)の余裕部分(保留床)に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ公共用地を生み出してゆくものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H24.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	区分	名称	施行主体	施行面積	建築面積	建ぺい率	容積率	積の制限	建築物の高さの制限	主要用途	決定年月日	摘要
広島圏	広島市	第一種	金座街地区第一種市街地再開発事業	5街区 6街区	組合	0.9ha	0.23	9/10	90/10	—	店舗、駐車場、駐輪場	\$49.12.6 決定	
							0.20	9/10	90/10	—	店舗、駐車場、駐輪場	H2.11.22 変更 H9.10.20 変更	
	広島市	第一種	広島駅南口Aブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.2	0.71	9/10	90/10	—	店舗、駐車場、駐輪場	H5.8.12 決定		
	広島市	第一種	広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.4	0.84	9/10	90/10	200m	店舗、住宅、事務所、駐車場、駐輪場	\$63.9.16 決定 H20.3.26 変更		
	広島市	第一種	広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.9	0.97	9/10	80/10	180m	店舗、住宅、駐車場	H23.4.12 決定		
	広島市	第一種	西荒神地区第一種市街地再開発事業	組合	0.8	0.16	4.4/10	37/10	—	宿舍、ホール	H2.11.22 決定	H9.10.20 変更	
						0.36	6.7/10	51/10	—	事務所、住宅、駐車場、店舗			
	広島市	第一種	五日市駅北口第一種市街地再開発事業	組合	0.7	0.42	8/10	45/10	—	店舗、住宅、駐車場	H4.11.10 決定		
	広島市	第一種	緑井駅周辺地区第一種市街地再開発事業	組合	3.7	2.00	7.5/10	49/10	—	店舗、住宅、事務所、駐車場	H10.2.19 決定		
	広島市	第一種	大手町四丁目1番地区第一種市街地再開発事業	1地区 2地区	組合	0.7	0.43	6.8/10	74/10	—	公益施設 通信施設	H13.7.3 決定	
4.8/10								100/10	—	店舗、駐車場			
広島市	第一種	若草町地区第一種市街地再開発事業	1地区 2地区	個人	2.9	0.65	8.0/10	60/10	100m	店舗、ホテル 事務所、駐車場	H18.8.8 決定		
						0.83	7.0/10	40/10	110m	店舗、住宅、駐車場			
呉市	第一種	呉駅前西地区第一種市街地再開発事業	個人	1.3	0.63	9/10	54/10	—	商業施設 業務施設	\$62.10.22 決定			
備後圏	三原市	第一種	三原駅前第一種市街地再開発事業	三原市	2.8	1.10	8/10	60/10	—	商業施設	\$49.2.22 決定 \$55.9.16 変更		
	福山市	第一種	元町地区第一種市街地再開発事業	組合	0.7	0.33	8/10	70/10	—	商業施設	\$55.3.14 決定 \$56.8.4 変更		
	福山市	第一種	東桜町地区第一種市街地再開発事業	再開発会社	1.0	0.56	8.4/10	69/10	—	店舗、事務所、住宅、駐車場・駐輪場	H15.3.5 決定 H19.6.1 変更		
	尾道市	第一種	尾道駅前地区第一種市街地再開発事業	尾道市	2.6	1.02	5/10	20/10	—	公益施設、店舗、住宅、駐車場	H8.8.12 決定		
合計	—	—	14箇所	—	22.6	—	—	—	—	—	—		

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

① 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、12箇所 278.0ha（広島市を除く。）が施行中である。

このうち、平成24年度の補助事業（県所管分）としては、公共団体施行で9箇所 159.6haを施行する。

② 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地再開発事業の基本計画等を作成する市町の経費の一部を国及び県が、市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

(ア) 基本計画等作成

年度	都市名	地区名	面積 (ha)	区 分	補助対象 事業額 (千円)	補 助 金(千円)	
						国	県
8	広島市	大手町四丁目1番	0.64	事業推進計画	6,585	2,195	—
		都心コア商業業務	61.10	市街地総合再生 基本計画	6,912	2,304	—
	福山市	東 桜 町	1.00	事業推進計画	6,585	2,195	—
	東広島市	西 条 中 央	4.80	市街地総合再生 基本計画	4,830	1,610	—
9	東広島市	西 条 中 央	4.80	〃	4,515	1,505	—
12	福山市	延 広 町	0.59	〃	2,877	959	—
13	福山市	東 桜 町	1.00	事業推進計画	6,300	2,100	—
	〃	伏 見 町	2.60	市街地総合再生 基本計画	8,061	2,687	—
18	広島市	広島駅南口Bブロック	1.39	計画コーディネート	31,200	10,400	—
	福山市	伏 見 町	2.80	事業推進計画	18,400	6,100	—
19	広島市	広島駅南口Bブロック	1.39	計画コーディネート	40,500	9,600	—
23	広島市	広島駅南口Cブロック	1.90	基本計画	384,240	128,080	39,617

(イ) 市街地整備

都市名	地区名	面積 (ha)	施行者	事業年度	総事業費 (百万円)	県補助金 (百万円)	施設建築物の概要
広島市	広島駅南口 Bブロック	1.39	組 合	3～27 (予定)	34,013 (予定)	1,265 (予定)	西棟 地上51階 地下2階 東棟 地上9階 地下1階
〃	広島駅南口 Cブロック	1.90	組 合 (予定)	23～27 (予定)	28,003 (予定)	1,420 (予定)	高層棟 地上50階 地下1階 低層棟 地上9階 地下1階
〃	大手町四丁 目1番地区	0.70	〃	13～16	6,778	—	権利者棟 地上11階 地下2階 保留床棟 地上21階 地下2階
福山市	東桜町地区	1.00	再開発 会社	17～22	12,546	883	住宅部 地上28階 地下1階 ホテル部 地上16階 地下1階

(3) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導のまちづくりを実施し、都市再生を効率的に推進することにより、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進している。

都市再生整備計画事業は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

市町は、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（目標実現を評価する指標）と目標実現のために実施する施設整備（道路・街路、河川、公園、下水道、高次都市施設等）や面整備等（土地区画整理、市街地再開発等）のハード事業や、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業を記載した都市再生整備計画を作成し、計画終了時に市町村の目標の達成状況等に関する事後評価を行い、結果を公表する。

平成24年度は13地区において都市再生整備計画に基づく事業を進めている。

(4) 平成24年度事業の内容

① 土地区画整理事業

公共団体施行

(H24.4.1現在) (単位：千円)

都市名	施行地区	面積 (ha)	採択 年度	社会資本整備総合交付金	
				基本額	24年度当初予算
竹原市	新開	30.3	元	1,876,000	26,000
海田町	海田市駅南口	2.0	4	852,000	20,000
廿日市市	廿日市駅北	16.2	11	8,063,000	260,000
府中町	向洋駅周辺	12.2	11	9,048,000	639,000
三原市	東本通	47.8	10	4,365,000	180,000
三次市	みらさか	10.7	12	845,000	26,470
福山市	川南	27.4	15	2,155,000	35,000
東広島市	寺家地区	10.8	21	795,000	115,000
庄原市	庄原駅周辺地区	2.2	21	782,000	40,000
合計		159.6		28,781,000	1,341,470

※ 広島市を除く。

② 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

事業主体	地区名	地区面積	交付対象 事業費 (百万円)	H24年度 当初予算 (国費) (百万円)	期 間	内 容
呉 市	広西地区 (2期分)	約 228ha	6,061.0	77.5	H21～H25	街路, 土地区画整理事業等
	呉中央地区	約 180ha	1,380.0	89.0	H24～H28	道路, 市民ホール等
竹原市	新開地区	約 34ha	423.0	36.9	H21～H25	道路, 公園等
三原市	松浜地区	約 20ha	605.0	58.6	H20～H24	公園, 排水ポンプ場等
三次市	三次市中心 市街地地区 (2期分)	約 867ha	5,364.0	263.9	H23～H27	道路, 公園, 市民ホール等
	みらさか地区 (2期分)	約 56ha	590.0	62.3	H24～H28	道路, 公園等
庄原市	東城地区	約 104ha	862.0	211.5	H23～H27	道路, 公園等
東広島市	寺家地区	約 73ha	2,606.0	67.3	H21～H25	道路, 防災調整池, 河川等
	西条駅周辺地区 (2期分)	約 107ha	2,211.0	12.5	H24～H28	市民ホール, 道路美装化等
廿日市市	廿日市地区	約 122ha	1,528.2	106.2	H20～H24	道路, 公園等
坂 町	坂地区 (2期分)	約 193ha	2,264.0	61.4	H23～H27	道路, 地域交流センター等
北広島町	有田河本地区	約 147ha	474.0	38.0	H23～H25	道路, 公園等
世羅町	大田地区	約 250ha	167.0	3.1	H24～H27	公園等

8 公園事業

(1) 公園緑地等計画の概要

公園緑地等は、都市住民の憩いやレクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所、騒音公害等の緩衝地帯としての機能を持ち、都市環境を形成するうえで重要な役割を果たしている。

都市公園は、利用対象や誘致圏、機能に応じて住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、広域公園等に分類されており、現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H23. 3. 31現在)

区 都 市 計 画 名	都 市 名	公 園																緑 地		広 場		墓 園	
		街区(児童)公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		特殊公園		広域公園		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)						
広島圏	大竹市	12	1.67	1	2.3	1	7.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.4	-	-	-	-
"	廿日市市	29	4.36	6	18.4	1	6.2	-	-	-	-	1	0.3	-	-	-	-	1	1.0	-	-	-	-
"	広島市	361	71.75	26	53.3	8	39.4	7	215.5	3	61.4	-	-	3	23.4	1	59.9	14	425.6	1	0.5	2	19.0
"	府中町	10	2.13	-	-	1	5.6	1	16.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
"	海田町	8	1.48	-	-	-	-	1	13.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
"	熊野町	6	0.74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.5	-	-	-	-
"	坂町	1	0.16	-	-	1	5.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.5	-	-	-	-
"	呉市	60	9.95	4	6.1	4	22.7	3	31.7	2	14.8	4	75.0	1	6.6	-	-	-	-	-	-	1	5.4
備後圏	三原市	54	10.44	1	4.0	-	-	-	-	1	17.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
"	尾道市	40	5.88	2	3.6	-	-	-	-	2	12.4	-	-	-	-	1	87.6	8	3.0	-	-	-	-
"	福山市	132	26.14	11	20.3	3	19.2	5	59.0	2	24.1	-	-	5	42.5	-	-	7	579.4	-	-	2	13.1
"	府中市	25	4.76	4	6.6	-	-	1	3.8	-	-	-	-	1	5.7	-	-	1	0.5	-	-	-	-
東広島	東広島市	19	4.57	5	12.1	-	-	2	37.0	1	18.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6.8
黒瀬	東広島市	-	-	-	-	-	-	1	10.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹原	竹原市	8	1.69	2	2.3	-	-	2	45.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三次	三次市	1	0.09	1	2.1	-	-	1	6.2	1	22.4	-	-	-	-	1	50.9	-	-	-	-	-	-
庄原	庄原市	2	0.40	-	-	-	-	1	24.4	-	-	-	-	-	-	-	1	229.5	-	-	-	-	-
因島	尾道市	8	1.63	-	-	-	-	-	-	1	6.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.8
宮島	廿日市市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	419.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東城	庄原市	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸津	東広島市	1	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安浦	呉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸田	尾道市	-	-	-	-	-	-	1	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大柿	江田島市	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上下	府中市	1	0.15	-	-	-	-	-	-	1	9.8	-	-	1	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島	江田島市	6	1.01	2	2.3	1	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.0
千代田	北広島町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川尻	呉市	3	0.59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本郷	三原市	3	0.44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6.3	-	-	-	-	-	-	-	-
世羅甲山	世羅町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	25.0	-	-	-	-	-	-
計		790	150.18	65	133.4	20	110.9	26	467.0	17	219.3	6	494.4	12	97.5	5	452.9	34	1012.9	1	0.5	8	46.1

(2) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成 22 年度末において一人当たりの面積は 1 0.7 ㎡となっており、全国平均の 9.8 ㎡は上回っているものの、国が 2 1 世紀初頭の長期目標としている 2 0 ㎡には及ばない状況であるとともに、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

① 県立公園の概要

ア 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

イ 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して、備後圏及び周辺地域の利用に供している。

ウ 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第 I 期整備区域を県民の利用に供している。また、平成 20 年 4 月 12 日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成 23 年 4 月 1 日に散策道を追加開園している。

② 国営公園事業の概要

中国地方の広域的レクリエーション需要に対応するため、国は昭和 57 年度から「国営備北丘陵公園」の整備を行っている。この公園は、中国地方のほぼ中央にあたる庄原市の国兼池周辺に位置し、地域の歴史や伝統文化とのふれあいや多様なレクリエーション活動を通じて人間性の回復と向上の場となる公園として整備する。

平成 7 年 4 月の第一期開園後、平成 11 年 6 月にオートキャンプ場、平成 15 年 4 月につどいの里、平成 22 年 4 月にみのりの里を開園し、平成 24 年 4 月 21 日残るいこいの森を概成開園し、全園開園している。

(金額単位：百万円)

公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	総事業費	事業年度
びんご運動公園	県	尾道市	87.6	約21,912	S58年度 ～H14年度
みよし公園	県	三次市	52.8	約10,683	S55年度 ～H12年度
せら県民公園	県	世羅町	63.3	約 3,593 *	H14年度～
国営備北丘陵公園	国	庄原市	340	約61,300	S57年度～H23 年度

(* 県民公園総事業費、進捗率は、第 I 期区域+自然観察園)

(3) 重点施策

- ① 生活におけるリスクへの対処
 - ・避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備
 - ・温暖化対策，ヒートアイランド現象の緩和，自然再生等のための公園緑地の整備，緑地の保全，緑化の推進
- ② 総合的な少子化対策の推進
 - ・歩いていける身近な場所における都市公園の整備
- ③ 豊かな生活に向けた環境整備
 - ・地域の個性を活かした観光振興，地域間の交流・連携のための拠点となる都市公園等の整備
- ④ 誰もが安全で安心して利用できる公園施設整備
 - ・長寿命化計画策定，及び計画的な改築・更新，既存施設のバリアフリー化等

(4) 年度別公園補助事業費内訳表

	平成23年度 国費(千円)	平成24年度 国費(千円)	前年度比	平成24年度 主な事業内容
呉市	30,000	24,000	0.80	安登公園整備，公園施設の改築更新
竹原市	0	7,000	皆増	長寿命化計画策定，公園施設の改築更新等
三原市	25,000	25,000	1.00	東本通地区公園整備，長寿命化計画策定等
尾道市	1,000	3,000	3.00	長寿命化計画策定
福山市	19,000	27,000	1.42	公園施設の改築更新
三次市	23,000	23,000	1.00	みよし運動公園整備
大竹市	15,000	2,000	0.13	長寿命化計画策定
東広島市	140,000	100,000	0.71	龍王山総合公園整備，東広島運動公園整備
廿日市市	5,000	35,000	7.00	長寿命化計画策定，遊具更新
海田町	0	10,000	皆増	海田総合公園整備
北広島町	2,000	13,000	6.50	長寿命化計画策定，千代田運動公園整備
小計	260,000	269,000	1.03	
広島県	51,000	90,000	1.76	びんご運動公園陸上競技場の改築更新
合計	311,000	359,000	1.15	

※平成23年度国費は震災による留保解除後の内示額

※平成24年度国費は当初内示額

※広島市は除く

(5) 都市公園のアセットマネジメント

都市局所管の都市公園では，平成22年度にびんご運動公園，平成23年度にみよし公園・せら県民公園の長寿命化計画を策定している。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い，ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

9 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

広島県内、23市町（平成24年3月31日現在）のうち、平成23年度末で公共下水道を実施しているのは、22市町である。平成22年度末の県内の下水道普及率は68.9%で、平成23年3月に改定した「広島県汚水適正処理構想」では、平成25年度末の汚水処理人口普及率が83.9%に達する見込みである。

(2) 流域下水道事業の概要

① 流域下水道事業

流域下水道は、主として市町が管理する関連公共下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理するために県が管理する下水道で、2以上の市町の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するものである。

本県においては、太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の3箇所がある。

② 流域下水道事業の経過

区分	都市計画法		下水道法	事業着手
	計画決定	事業認可	事業認可	
太田川流域下水道 (瀬野川処理区)	昭和51年10月15日	昭和54年 2月 8日	昭和54年 2月 8日	昭和53年度
芦田川流域下水道 (芦田川処理区)	昭和49年12月24日	昭和50年 2月13日	昭和50年 2月13日	昭和49年度
沼田川流域下水道 (沼田川処理区)	平成 2年10月22日	平成 3年 4月 3日	平成 3年 4月 3日	平成 3年度

③ 流域下水道の整備状況（見込み）

(H24.3.31現在)

流域 下水道名 (処理区名)	全体計画			整備状況				
	管渠	処理場		管渠	処理場			
		処理能力	面積		使用開始	処理能力	取得用地	処理施設
太田川 (瀬野川処理区)	km 28.4	m ³ /日 208,090	ha 30.7	km 28.4	S63.10. 1	m ³ /日 148,380	ha 30.7	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設
芦田川 (芦田川処理区)	39.6	205,700	28.6	39.6	S59.10. 1	168,000	28.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設 汚泥焼却施設
沼田川 (沼田川処理区)	43.2	61,480	6.6	43.2	H 8. 3.25	23,800	6.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設

(7) 太田川流域下水道事業の概要

昭和56年度から幹線管渠の建設工事に、昭和59年度から終末処理場（東部浄化センター）の建設工事に着手し、昭和63年度に一部供用開始（24,600m³/日）した。

現在148,380m³/日で供用しており、引き続き計画的な処理施設の増設を行う。

a 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大(m ³ /日)
瀬野川処理区	広島市	3,077.6	209.2	138,570
	府中町	646.0	50.4	30,820
	海田町	612.0	29.5	18,870
	坂町	358.8	13.6	9,510
	熊野町	580.2	22.8	10,320
計		5,274.6	325.5	208,090

b 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大(m ³ /日)	計画処理人口(人)
瀬野川処理区	東部浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 (凝集剤添加循環法)+急速砂ろ過	30.7	208,090	325,460

c 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径(mm)	延長(m)
瀬野川処理区	安芸幹線	⊙1,350~□2,600	6,620
	瀬野川幹線	⊙1,350~⊙1,800	9,330
	坂幹線	⊙700~⊙1,350	4,440
	熊野幹線	⊙450~□1,800	8,030
計			28,420

□・・・馬蹄断面

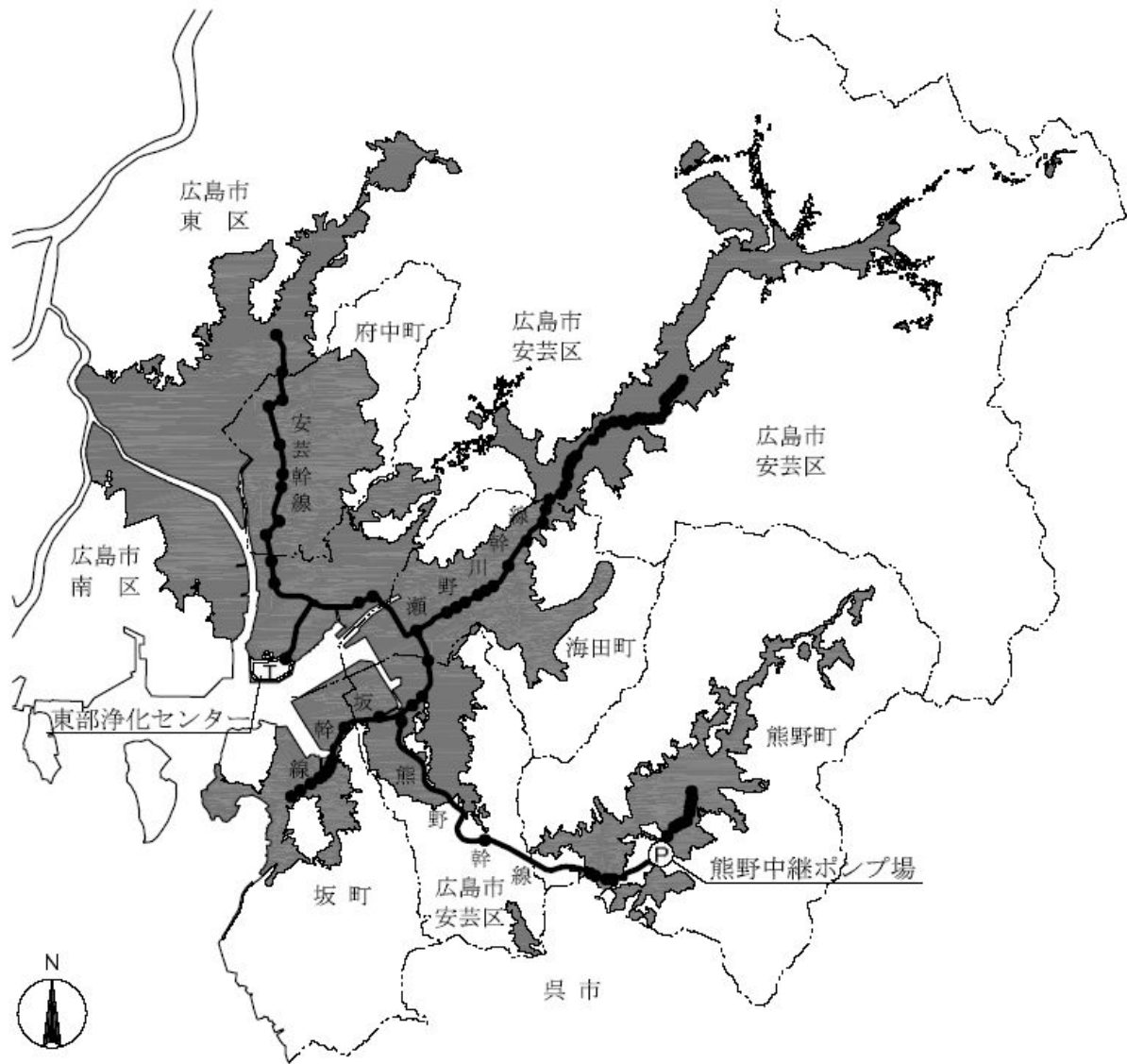
⊙・・・円形断面

d 平成24年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成23年度まで	平成24年度(計画)
総事業費		140,199	112,956	198
内訳	国庫補助事業	130,385	106,605	184
	単独県費事業	9,814	6,351	14



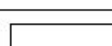
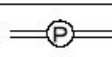

太田川流域下水道（瀬野川処理区）



事業主体
関係市町

広島県
1市4町
〔広島市
安芸郡府中町
海田町、坂町
熊野町〕

凡 例

	計 画 区 域
	行 政 区 域 界
	幹 線 (計 画)
	幹 線 (敷 設 済)
	中 継 ポ ン プ 場
	処 理 場

(イ) 芦田川流域下水道事業の概要

昭和51年度から幹線管渠の建設工事に、昭和53年度から終末処理場（芦田川浄化センター）の建設工事に着手し、昭和59年度に一部供用開始（33,600m³/日）した。

現在168,000m³/日で供用しており、引き続き計画的な処理施設の増設を行う。

a 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
芦田川処理区	府中市 福山市	1,182.8	23.1	13,630
		10,452.7	333.8	192,010
計		11,725.5	356.9	205,640

b 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大(m ³ /日)	計画処理人口(人)
芦田川処理区	芦田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 +急速砂ろ過	28.6	205,640	356,850

c 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径(mm)	延長(m)
芦田川処理区	芦田川幹線	⊙1,350~⊙3,250	25,270
	沼隈幹線	⊙540~⊙1,350	14,320
計			39,590

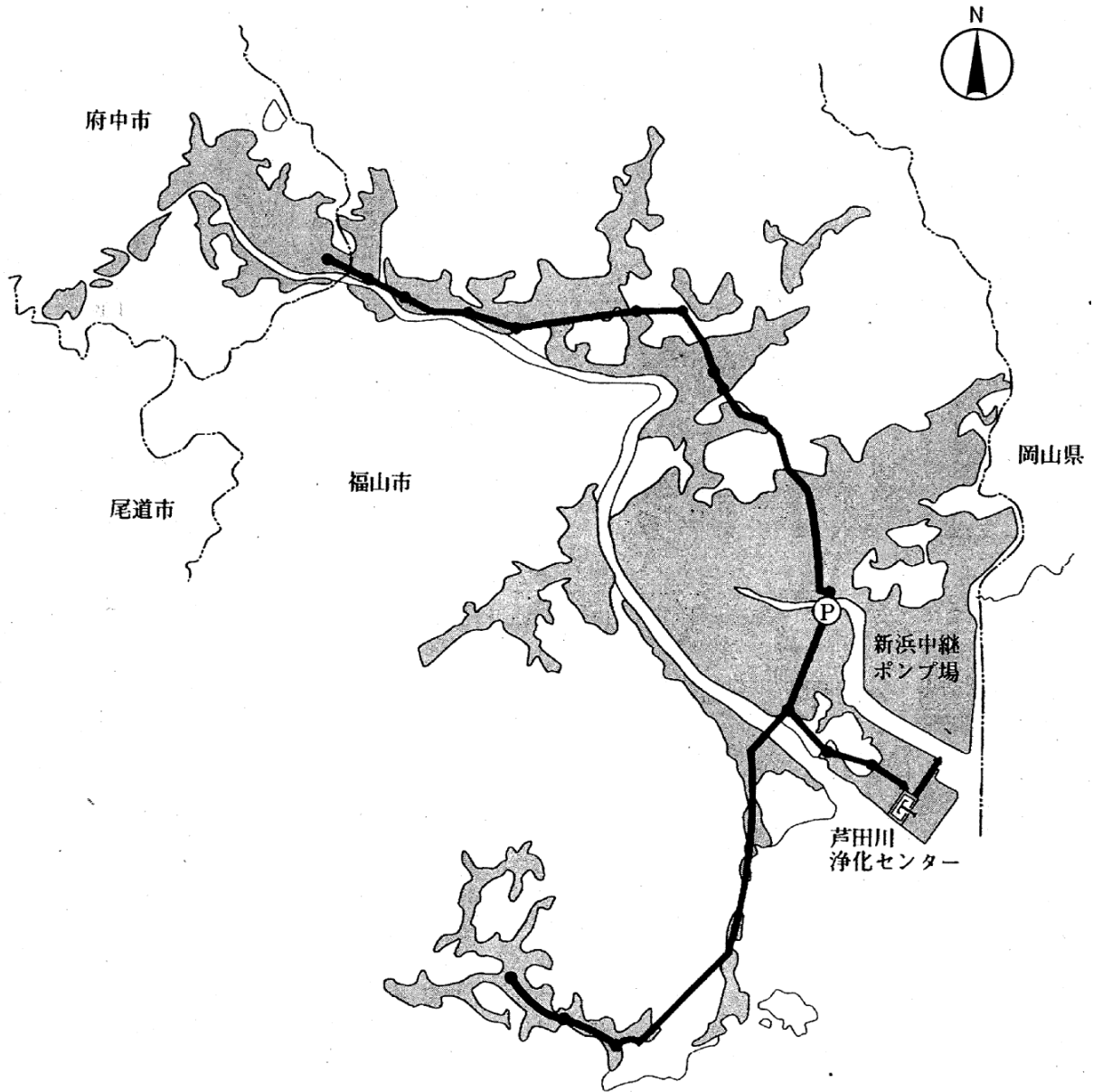
⊙・・・円形断面

d 平成24年度事業費


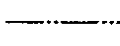

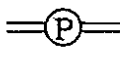

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成23年度まで	平成24年度(計画)
総事業費		136,231	101,361	1,986
内訳	国庫補助事業	128,180	96,098	1,487
	単独県費事業	8,051	5,263	139

芦田川流域下水道（芦田川処理区）



凡 例

	計 画 区 域
	行 政 区 域 界
	幹 線 (敷 設 済)
	中 継 ポ ン プ 場
	処 理 場

事業主体 広島県
 関係市町 2市
 (福山市, 府中市)

(ウ) 沼田川流域下水道事業の概要

平成3年度より幹線管渠の建設工事に、平成4年度より処理場の建設工事に着手し、平成7年度に一部供用開始（11,900m³/日）した。

現在23,800m³/日で供用しており、引き続き計画的な処理施設の増設を行う。

a 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
沼田川処理区	三原市	3,140.8	88.3	57,300
	東広島市	367.2	8.4	4,180
計		3,508.0	96.7	61,480

b 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大(m ³ /日)	計画処理人口(人)
沼田川処理区	沼田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法	6.6	61,480	96,670

c 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径(mm)	延長(m)
沼田川処理区	沼田川幹線	⊙ 150~⊙1,700	34,030
	西野川幹線	⊙ 900~⊙1,350	2,440
	空港幹線	⊙ 200~⊙ 250	6,760
計			43,230

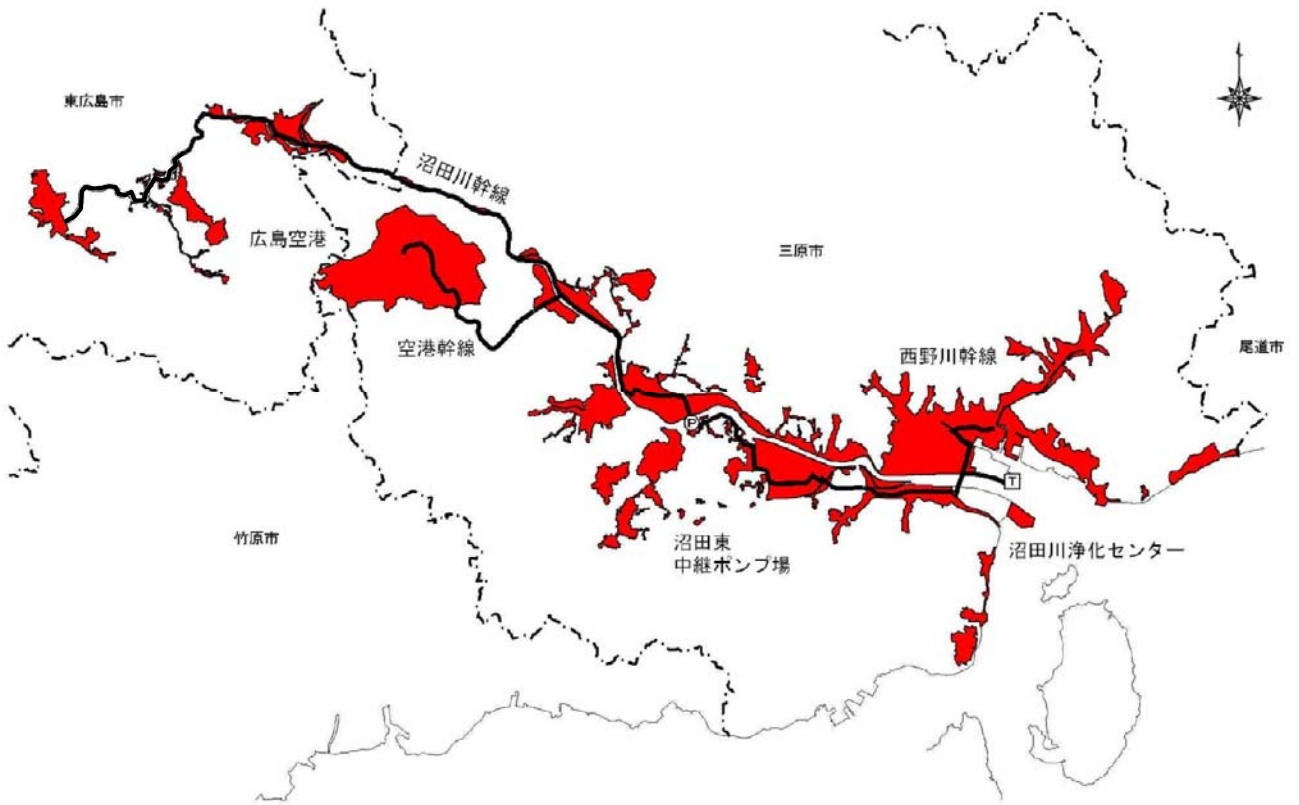
⊙・・・円形断面

d 平成24年度事業費

(単位: 百万円)

区分		全体計画	平成23年度まで	平成24年度(計画)
総事業費		50,000	32,414	65
内訳	国庫補助事業	46,500	30,113	60
	単独県費事業	3,500	2,301	5

沼田川流域下水道（沼田川処理区）



凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線（計画）
	幹線（敷設済）
	中継ポンプ場
	処 理 場

事業主体 広島県
 関係市町 2市
 （三原市，東広島市）

(3) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

平成23年3月31日現在、下水道計画を有しない神石高原町を除く全ての市町（14市8町）において、公共下水道事業を実施している。

① 事業費

（単位：百万円）

年 度	昭和51年度～ 平成18年度累計	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (計画)
補助対象事業費	952,701	34,666	34,751	34,052	27,056	25,156	24,124
単 独 事 業 費	745,294	10,194	8,412	8,225	8,865	6,403	8,828
計	1,697,995	44,860	43,163	42,277	35,921	31,559	32,952

② 公共下水道の整備状況

（H22年度末）

供用開始済 市 町 名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %	供用開始済 市 町 名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %
広島市	1,084.1	1,161.6	93.3	安芸高田市	8.6	31.6	27.2
呉市	203.9	242.2	84.2	江田島市	13.6	26.8	50.9
竹原市	3.6	29.1	12.5	府中町	43.7	50.5	86.6
三原市	35.2	100.4	35.0	海田町	25.4	28.0	90.5
尾道市	14.9	147.1	10.2	熊野町	22.2	25.1	88.4
福山市	309.5	465.5	66.5	坂町	13.4	13.4	99.4
府中市	12.4	43.7	28.5	安芸太田町	2.9	7.5	39.0
三次市	17.7	57.4	30.8	北広島町	7.8	20.0	39.2
庄原市	13.2	40.3	32.8	大崎上島町	2.1	8.5	24.9
大竹市	26.9	28.7	93.7	世羅町	0.6	18.0	3.6
東広島市	64.5	178.7	36.1	神石高原町	—	10.9	—
廿日市市	38.4	117.6	32.7	県 計	1,964.7	2,852.7	68.9

1. 行政人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、平成23年4月1日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(4) 都市下水路事業

都市下水路は、公共下水道事業が当面行われない区域で、浸水防止のため先行的に雨水幹線（ポンプ場を含む）を設置する場合などに実施する事業である。集水面積（50ha以上）や全体事業費（3億円以上）などの国庫補助採択要件がある。

なお、平成14年度からは、都市下水路事業は実施していない。

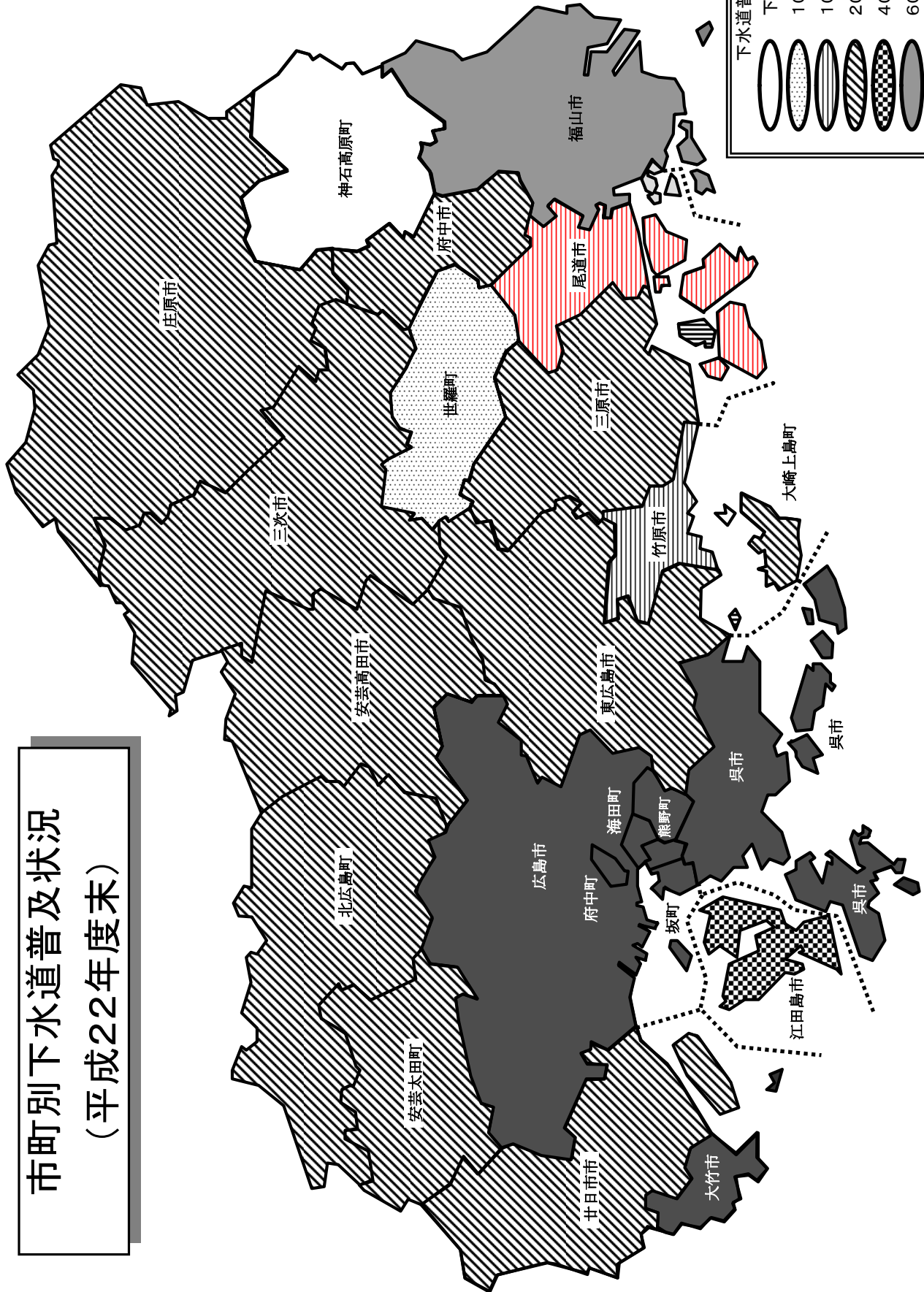
①事業費

（単位：百万円）

年 度	平成13年度まで	平成14年度～平成23年度	平成24年度 (計画)
都市下水路	43,854	—	—

（注）事業費は補助対象事業費である。

市町別下水道普及状況 (平成22年度末)



下水道普及率 = 下水道処理人口 / 行政人口